

## 平成27年川俣町議会第8回定例会会議録

平成27年川俣町議会第8回定例会は、6月8日川俣町役場議場に招集された。

### 1. 出席議員は、次のとおりである。

|                |               |                |
|----------------|---------------|----------------|
| 1 番 村 上 源 吉 君  | 2 番 高 橋 道 弘 君 | 3 番 高橋真一郎君     |
| 4 番 嶋 原 利 光 君  | 5 番 高 橋 道 也 君 | 6 番 菅 野 清 一 君  |
| 7 番 斎 藤 博 美 君  | 8 番 菅野意美子君    | 9 番 新 関 善 三 君  |
| 10 番 菅 野 正 彦 君 | 11 番 佐藤喜三郎君   | 12 番 五十嵐謙吉君    |
| 13 番 高野善兵衛君    | 14 番 石 河 清 君  | 15 番 遠 藤 宗 弘 君 |
| 16 番 黒 沢 敏 雄 君 |               |                |

### 2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 町 長 古 川 道 郎 君       | 副 町 長 伊 藤 智 樹 君     |
| 総 務 課 長 佐 藤 広 一 君   | 企画財政課長 佐藤真寿夫君       |
| 町民税務課長 羽 賀 洋 一 君    | 会 計 管 理 者 高 野 誠 市 君 |
| 保健福祉課長 丹 野 雅 直 君    | 建設水道課長 斎 藤 和 弘 君    |
| 原子力災害対策課長 宮 地 勝 志 君 | 産 業 課 長 寺 島 喜 美 夫 君 |
| 教 育 委 員 長 佐 藤 捷 善 君 | 教 育 長 神 田 紀 君       |
| 教 育 次 長 佐 藤 修 一 君   | 生涯学習課長 増 賀 喜 芳 君    |
| 総務課長補佐 大 内 彰 君      |                     |

### 4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高 橋 清 美 書 記 長 岡 健 一

### 5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名  
一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において13番議員 高野善兵衛君、14番議員 石河清君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、これより一般質問を行います。一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。1番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） おはようございます。1番議員の村上源吉です。

平成27年度がスタートして2カ月、復旧・復興への本格的な事業が始まりました。これらの事業がおくれることなく進められることを強く望みます。しかし、数多くの問題が考えられます。そこで、さきに通告した件につき質問させていただきます。

1点目、復興事業について。細部1点。各事業が計画どおりに進んでいるか。スマコミ、除染、復興住宅、発電会社、工業団地等、多くの事業がありますが、それらが計画どおり進められていくことが重要と思われまます。

2点目、スマコミの計画に住民の意見が十分反映されているか。

細部3点、国は復興事業費一部負担を求めているが町の対応は。

大項目2点目、西部工業団地への企業立地は決まっているのかの、2点、3項目について、当局の答弁を求めます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。きょうから一般質問であります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、1番 村上源吉議員の質問に答弁をいたします。

初めに、復興事業についての（1）各事業が計画どおり進んでいるのかについてのご質問でございますが、東日本大震災、そして原子力発電所事故の発生から間もなく4年3カ月が経過いたしますが、町では、この間、一日も早い復旧・復興を目指し、除染を初め、避難指示区域となった山木屋地区の再生に向けたさまざまな事業に取り組んでまいりました。

まず、安全・安心な生活環境を取り戻すために必要不可欠な除染につきましては、山木屋地区においては国の直轄事業として進められており、地区内の宅地360カ所が既に完了しております。農地につきましては、本年5月末現在で、約730万平方

メートルのうち、約１７０万平方メートルが終了し、進捗率は２３％となっております。また、宅地周り２０メートル内の森林につきましては、約５１０万平方メートルのうち、約３４０万平方メートルが完了し、進捗率は６７％、さらに、国道、県道及び町道につきましては、約１１０万平方メートルのうち、約４万９，０００平方メートルが終了しており、進捗率は４％となっております。

山木屋地区以外の町内における除染につきましては、除染の同意をいただいた宅地５，９８２カ所が終了しております。また、さきに実施した平成２４年度工区の飯坂、小島、東福沢、西福沢、大綱木及び小綱木地区においては、現在、宅地周りの隣接森林２０メートル以内の追加除染を実施しているところであり、これらの進捗は１，７２８カ所のうち実施済数が３９９カ所であり、進捗率では２３．１％となっております。

また、震災により建てかえが必要となっていた役場新庁舎につきましては、先月２８日の第７回川俣町議会臨時会において、建設工事に係る請負契約の議決をいただいたところであり、平成２８年８月末の完成を目指し、全力で取り組んでまいります。

次に、過疎型スマートコミュニティ構築事業につきましては、山木屋地区に復興拠点を整備することとし、同じく先月２８日の議会臨時会におきまして、復興拠点の商業施設に係る調査・設計費予算を可決いただいたところでございます。この商業施設につきましては、山木屋地区の避難指示解除後の生活再建、利便性の確保、地域活性化等を目的として、国の補助事業を活用しながら、早期整備に向けて準備を進めているものでございます。また、新中町地内に計画しております復興公営住宅の造成工事につきましては、５月末現在、側溝の設置や一部Ｌ型擁壁の設置が終わり、予定どおり９月３０日の完成に向け進んでいるところであり、水道管布設工事と道路舗装工事につきましても、造成工事と連携しながら取り組んでいるところでございます。

さらに、建築設計につきましては、現在、福島県復興公営住宅設計方針に基づき、基本設計における配置計画等を行っており、今後は実施設計に着手し、本年９月末に建築設計を完成させる予定でございます。

次に、山木屋地区のメガソーラー発電事業につきましては、太陽光パネルの架台設置が終了し、現在、太陽光パネルを取りつけしているところでございます。今後は、電気工事、施設周りのフェンス設置等を進め、当初の予定どおり売電を８月に始めるものでございます。

工業団地につきましては、羽田産業団地の造成工事は順調に作業が進み、進出が決定しているベルグ福島株式会社が建設する野菜苗製造工場部分の造成が完了しております。全体的な造成工事は平成２８年３月までに完了する予定でございますが、ベルグ福島株式会社が本年１１月の操業開始を目標としていることから、ベルグ福島株式会社による野菜苗製造工場の建設工事に向けた事前協議が進められております。

また、西部工業団地は、立ち木の伐採、抜根が終了し、現在、調整池の掘削を進めております。こちらも平成２８年３月の完成に向け造成工事に取り組んでいるところでございます。

町といたしましては、震災からの早期の復旧・復興に向け、雇用の場を確保し、産業の振興を図るため、国・県の企業立地補助制度等を積極にご活用いただき、当町へ進出していただくよう誘致への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、主な復興事業の進捗について申し上げましたが、町では引き続き、しっかりと進捗管理を行いながら、原子力災害からの一日も早い再生と復興に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、(2) スマコミの計画に住民の意見が十分反映されているのかについてのご質問でございますが、過疎型スマートコミュニティ構築事業につきましては、山木屋地区への帰還を希望する住民が安全・安心に暮らしていくための拠点として、さらには帰還したくてもできない住民のよりどころとなる拠点として、平成26年度において、山木屋地区のまちづくりの中核となる復興拠点の整備を中心とした復興拠点等事業化推進計画を策定してきたところでございます。

具体的には、住民の皆様の生活再開の拠点となる計画であることから、平成25年度の基本計画策定時に開催いたしました委員会、分科会、住民説明会など、合計29回に及ぶ検討の内容を十分に踏まえるとともに、住民と協働でかつ円滑に進めるために、山木屋地区自治会代表6名を含む学識経験者、企業、町職員からなる山木屋地区復興拠点等事業化推進計画策定委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。

また、商業施設、町営住宅、健康増進施設、温浴施設及び診療所を検討する部会として、商業施設検討部会、医療福祉施設検討部会、まちづくり推進検討部会を設置し、繰り返し検討を進めてきたところでございます。

このように、委員会及び各部会において、山木屋地区自治会代表のご意見を伺うとともに住民説明会をも開催し、住民の皆様からの意見の反映に努めてまいりました。最終的には、平成27年3月22日に開催いたしました住民説明会におきまして、皆様から一刻も早く整備してほしいとのご意見をいただいていたところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、(3) 国は復興事業の一部費用負担を求めているが町の対応はについてのご質問でございますが、先月18日、国から平成28年度以降5年間の復興・創生期間における基幹事業の基本方針について、その概要が示されたところでございます。

その基本方針では、本町を含む12市町村が事業主体となる場合に限っては全額国費負担とされたところでありますが、全額国費での負担を継続するとした基幹事業や原発事故に起因する事業の内容、対象範囲等については具体的に明示されておらず、また、緊急雇用事業については本年度で終了するという内容でありました。

このため、先月24日には、福島県庁において平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方に関して、県知事と避難地域の市町村長等との意見交換が開催されたところであり、その中で、町といたしましては、避難が継続し、真の復興はこれからであるとの認識の中で、今般の国における復興事業予算の負担見直しは、町の思いとは大きくかけ離れていると伝えるとともに、緊急雇用事業の継続の必要性に加え、国は、被災地の現状をしっかりと理解し、責任を持って、安心して復興に取り組める環境を示

すべきとの意見を述べたところでございます。

先月２７日に開催された国の復興推進会議において、復興大臣から、緊急雇用事業にかわり、復興に必要な業務に係る人件費については、全額国費で継続するための予算措置を講ずるとの発言がありましたが、今月４日に開催された県・市町村の財政担当者を対象とした復興庁説明会では、自治体負担を求める事業として道路整備などが示され、町内を通行する国道１１４号、３４９号、県道原町川俣線の整備についても県負担が生じることが明らかになったところであります。今月５日には、民主党の細野政調会長と会談し、災害からの再生や復興を推進する道路事業などについて、地元負担は受け入れられないと申し上げたほか、昨日開催された復興庁の浜田副大臣との意見交換会においても、除染のおくれなどにより着手がおくれていることから、被災市町村内における復興事業においては、県事業を含め全額国庫負担とすべきであるとの意見を述べたところであります。

負担増により県事業の進捗がおくれれば、町の復興推進にも大きく影響することから、引き続き、町といたしましては、復興事業の実施に当たっては、町の費用負担が生じることのないよう、そして、当町を始め被災市町村で進められる県事業においても県の費用負担を求めないよう、県や関係市町村と連携しながら、国に強く求めてまいる考えであります。

次に、２点目の西部工業団地への企業立地は決まっているのかについての、ご質問であります。現在まで、製造関連の企業６社、印刷関連の企業２社から西部工業団地についての問い合わせがございました。

お問い合わせいただいた企業に対しては、工業団地の概要に加え、国・県の補助制度等について説明を行いました。これまでに進出を決定された企業はないところであります。西部工業団地の造成工事につきましては、平成２８年３月の完成が見込まれることから、補助制度の活用など、当町へ立地することの優位性を訴え、引き続き全力で企業の誘致を進めてまいる考えであります。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○１番（村上源吉君） 何点か再質問させていただきます。

１点目の、計画どおり進んでいるのかといっても、多分発注したばかりの事業だけなんで、まだ先行きは不透明な部分があるかと思うんですが、細部の２点目のスマコミの件についてお聞きいたします。

まず、スマコミの用地、これ第１期、２期と分かれているんですが、これは一括で用地交渉はする考えなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

第１期、こちらのほうをまずは購入してまいります。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） いろんな話を地区のほうからも聞くんですが、やはり最初に購入して、2 期目は嫌だという返事が来た場合は、町はどう考えるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

まだ2 期以降は構想の段階でございまして、まだ補助等の打ち合わせは行っておりません。そうならないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 事業を進めるのに、やはり平成29 年度以降の計画から、いろんながな全て網羅して出しているんですが、ただ2 期目以降にやはり地権者等が嫌だと言われたらば、これまた事業におくれが大変生じると思うんですが、その辺、用地だけは確保するという考えは出てきませんか。町長、どうですか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

1 期、2 期の工事でありますけれども、今、予算の確保がまだ決まっておりません。ただ、議員お質しのように、あそこの一体計画については説明申し上げますので、用地の協力については、これについては事前にお話を申し上げさせていただきながら、事業を円滑に進めるようにしていきたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） それと、ここのスマコミの前の国道114 号は、多分震災前に地域説明会があったと思うんですが、この県との協議はどの程度進んでいますか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

県との協議はこれからでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 県のほうでも、ぼちぼち用地交渉に入るような話があるんですが、この県の改良図面等は、原災のほうでは持ってるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

今、企画財政課から引き継ぎのほうを行っております。まだ、その件に関しては資料はいただいておりますが、今後打ち合わせの中でいただいくつもりでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） この県の計画の改良図面からいきますと、スマコミができるほうには歩道の設置はないんですよね。歩道がないんですよ。スマコミ側は。歩道がないのに、あといろんな看板関係が、スマコミ側に立ちますと、カーブで非常に危険なところに皆さんの計画した出入り口がついてくるんですよ。この辺、やはり歩行者とかそういったがなのことを考えた場合、県とこの歩道設置等を協議する考えはございますか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

交通安全に関して、そして施設の使いやすさを含めまして協議をしてみたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） こういった建物を建てて歩道設置となると、今までだと、多分、設計費用等が町に負担がくる可能性があるんですが、そういった費用負担は考えておりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 答弁はどなたですか。

原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

まだその点について、詳しく検討しておりません。ご指摘に関して打ち合わせをしていきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 私も土建屋が長かったものでいろいろなんです、やはりつい最近、川原田橋、町の負担金があったものですが、こういった場合の構造計算云々というものが発生する場合には、町の負担ということで出てきた例も町道であるわけなんです、今回はこのスマコミで、国道、1 回、路線を発表しているやつを再設計し直しなんですよ。そういったことも十二分に検討していただきたいと。

さらに、もう 1 点、周辺整備として、このスマコミの裏の通りはそもそも通学路ということで指定されていたんですが、いまだかつて砂利道なんです、そういった周辺の整備もくまなくする考えはございますか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

裏の道は、ちょうどこの施設のバックヤードにもつながるところでございます。やはり通学路のことも含めまして、きちんと整備をしてみたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） まず、復興拠点を整備するのはいいんですが、周辺の環境等も十二分に考慮して、取り組んでいただきたいと思います。

次に、3 番目の、国が一部負担を求めていることなんです、川俣町が直接負担するような事業等はございませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在、町で負担が生じるような対象事業の確認には至っておりませんので、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） もう 1 点だけ町長にお聞きしておきたいんですが、この市町村長と知事の懇談会に町長は山木屋の実証田植えに行っているんですが、実証田植えのほう重要だとお考えだったのでしょ。これ、町民の方が、やはり大分心配してい

る声です。ひとつ、町長、お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

当日は、環境大臣が直接今までこちらに来ておりませんので、直接入るということは、皆さんからもいろんなお質しを受けております。仮置の問題から何から。現地に責任ある大臣に私は見てもらって、私自身が直接やっぱり言うべきだという思いで、こちらのほうに主力を投入して、歩いていただきましたが、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 続いて西部工業団地の件なんですが、羽田産業団地は業種が決まったからこう始まって、もう完全に稼働できるという見通しになっているんですが、今後、今示された製造関連 6 社、印刷関連 2 社の、今後、いつごろまでに企業立地を回答をいただける計画でおりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

製造関連の企業 6 社、あとは印刷関連の企業 2 社でございますが、こちら合計 8 社につきましては、まだ造成工事が始まる前に問い合わせがあった企業でございます。ですから、前の西部工業団地、オーダーメイドで造成するというようなときの問い合わせの件数でございます。

現在、造成工事が始まっておりますので、以前に問い合わせいただいた会社に対しても、再度こちらのほうから説明等々するつもりではおります。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 10 数億円の投資をして造成し、川俣町の雇用をできる、雇用する場所を確保するという事なんですが、やはり来年の 3 月ですね、それまでに造成が完了するというもう計画に入った段階で、もうあと 1 年はないわけなんで、その間、やはり企業立地の約束まで持っていくという考えはまずあるんですか。交渉は交渉でしなきゃならないと思うんですが、やはり危機感を持って町民に答えられるように、いつごろまでに見通しを立てるというような考えはございませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

本当に議員お質しのとおり、私も 3 月まで何とか企業誘致を決めていきたいなという思いで、今取り組んでいるところでございます。それぞれ、今回問い合わせのあったところについても、再度説明を申し上げたいと思っている、取り組む考えであります。同じ思いでありますので、私もこれからも本当に 3 月を目指し、企業誘致に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） それと並行して、避難している山木屋の中の企業の方、あるいは飯舘、南相馬、浪江、そういった各地区の企業の方も避難しているんですが、そういった企業への働きかけは、今まで行った経緯はございますか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

行ってまいりました。いろいろと行ってまいりまして、先ほど申し上げました企業立地補助金なども含めていろいろとご説明申し上げてまいってきたところでございますが、最終的に話が整わなかったという現実がございます。また、再度改めて、今、造成工事に入っておりますから、そこについても現場をもう一度説明して、もう1回当たりたいと思っている企業もございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） ぜひ、そういった企業の取り込みもお願いしたい。現実的に、私の近くにもある企業の方がそこに住みたい、会社を置きたいというふうな話も飛び込んできておりますので、よく考えていただきたい。

それと、川俣町には製造の中小企業と言っては怒られるかもしれませんが、そういったマテリアル会の方々との話し合いで、工業団地の一角でも何でも使わせてもらいたいなという話はなかったですか。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

マテリアル交流会とのそういった要望ですか、というのは、直接私は聞いてはおりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 産業課長はことし4月からだからね。以前からののは全然、多分話は見えていないと思うんですよ。やはりそういった川俣の企業の方々も増改築、増設したいといった話もいろいろあって、なかなかこの場所の選定に苦慮した話も聞いております。まずはそういった各団体とよく話を聞き、またそういった企業の方々がある広い広大なところにぼつんとではなくて、集約できるような考えを持ってぜひ川俣町の雇用の場をなくさないように取り組んでいただきたいと思います。まあ、最後。

○議長（黒沢敏雄君） 7 番議員、斎藤博美君の登壇を求めます。斎藤博美君。

○7 番（斎藤博美君） おはようございます。7 番議員の斎藤博美であります。さきに通告しました2点について、当局に質します。

1 点目は、私の後援会よりの要請でもあり、今、社会問題にもなっております空き家についてであります。

当町は、織物産業の繁栄により、人口の数も郡内一の時代もありました。産業の栄えに伴い、工場、飲食店、住居等、他町よりはるかに多く存在しました。しかし、皆さんご承知のとおり、産業の衰退、少子高齢化などの現在、使用されない工場、住居などの建物が多く見られる近年であります。安心・安全なまちづくりは行政の基本中

の基本と考えます。この空き家は隣接地生活者の不安、危険、また火災、景観等から対策・対応は急務と思うが、当局に伺います。

2点目、今後の町の発展にかかわる企業の誘致についてであります。

町の潤い、活気、元気の源は第一に仕事のあることだと私は理解しております。西部工業団地に関する質問は、今回で6回目であります。このたび、町長の英断で造成工事が開始されました。震災後、復旧・復興が進捗している今、国において、被災地へのあらゆる事業支援に重点を置き、施策を行うと発言しております。この機会に、工業団地造成工事が終わるのを待っているのではなく、積極的に企業誘致を図るべきと思い、伺い、私の質問とします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 7番 斎藤博美議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、空き家対策を質すの（1）空き家の荒廃を危惧する早急の対策は必要と思うが伺うについてのご質問でございますが、空き家は、ここ数年来、全国的な社会問題となっており、昨年11月には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立、公布され、また、本年2月には同法の一部が施行となりました。

さらに、先月26日には、同法が全面施行されることに伴い、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るため、必要な指針が決定されたところであります。

当町におきましても、空き家の問題は例外ではなく、十分な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす懸念があり、適切な対応が急務となっております。このため、町では、今般示された国の指針を踏まえ、国、県と連携を密にしながら、地域住民の生命・身体・財産の保護や、生活環境の保全に加え、中心市街地における空き家等の有効活用などに向けた空き家等対策計画の策定を進める考えでありますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、2点目の企業誘致の機会は今の、（1）工業団地造成の完成まで待つ必要はないと思うが伺うについてのご質問でございますが、西部工業団地の造成工事につきましては、平成28年3月の完成を目指し、計画どおりに進捗しております。

昨年の9月議会定例会において斎藤議員へご答弁したように、現在、企業立地に関しては、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金やふくしま産業復興企業立地補助金による補助制度、「ふくしま産業復興投資促進特区」による税制優遇措置、また、新規雇用に関してはふくしま産業復興雇用支援事業助成金による雇用支援制度があり、西部工業団地などへの立地を支援する制度が充実しております。

町といたしましては、震災からの早期の復旧・復興に向け、雇用の場を確保し、産業の振興を図るためには、今が企業誘致の絶好の機会と捉えており、製造関連を初め、新たに土地を求め進出を計画されている企業や、規模拡大を計画している企業の方々に、これらの制度を積極的にご活用いただき、当町へ立地していただくよう誘致への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、川俣町工業団地ガイドや企業誘致ガイドの刷新、ホームページや広報誌への掲載による広報宣伝に加え、県内外で開催される企業誘致説明会へ積極的に参加するとともに、町内企業やこれまで問い合わせ等をいただいた企業へのさらなる誘致活動を行うなど、国や県と一層の情報交換・連携強化を図りながら、これまで以上に誘致対策を強化し、取り組んでまいる考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 何点か再質問させていただきます。

1点目なのですが、5月26日、空き地対策特別措置法が施行されたわけなのですが、この中に、先ほど町長の答弁にもあったんですが、特定空き家とは具体的にどんな空き家なのか、説明願います。

○議長（黒沢敏雄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） お答えいたします。

特定空き家の定義でございますが、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態にあること、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、三つ目が、適正な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態、四つ目ですが、その他周辺の生活環境を保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家ということになってございます。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 今、特定空き家のこの説明があったんですが、この4点ですね。この4点に該当する、全て該当するような建物は相当あると私は理解しているんです、町に、町内に。そこで、全国には820万棟があると言われていています。それで、県全体では11.7%が存在しております。そういう報道があるんですが、当町はどれだけあるのか、お答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） お答えいたします。

特定空き家につきましては、当町において幾らあるかということでございますが、今のところ、把握はしてございません。この把握をするために、空き家等対策計画というものをつくることになっておりまして、その中で調査等をしてまいるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） この対策・対応というのは、このやり方というのですか、方法をこれから検討するというような答弁なんですが、それは当然やってもらわなきゃならないんだけど、今すぐにでも危険なところは相当あるんですね。だから、その対策・対応というのは急務だと思うんです。それで、いつごろまでにその指針というのですか、その内容というのですか、いつごろまでにつくるのか、説明願います。

○議長（黒沢敏雄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問にお答えいたします。

いつごろまでにつくるかということでございますが、これ、今後、役場内で関係課による連携体制をつくってまいります。あと、空き家対策計画に係る計画をつくるに当たりまして、外部の方の意見を聞くため、協議会を組織する必要がございます。そのようなこともございますので、今後すぐにでも始めて、でき上がる時期はちょっと申し上げられませんが、早急に整備してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 空き家にそのまましておくという理由には、固定資産税の優遇措置があるということだと私は理解しているんです。それで、例えば同じ面積で建物がある場合と平地の場合、税の差というのはどれぐらいあるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問にお答えいたします。

税制度上でございますが、固定資産税につきましては1.4%ということでございますが、住宅用地に対する課税標準の特例というのがございまして、建物がある部分につきましては200メートル以下については価格の6分の1、それを超える分については3分の1という特例措置がございまして、固定資産税が軽減されているという実態がございます。ただ、この空き家等に関するこの今回新たに法律が施行されたわけでございますが、この税制上につきましても、一步踏み込んでおりまして、特定空き家等に対しましては除却とか修繕等の指導、勧告、命令が可能となっております。あと、特定空き家となったものに対しては、この特例措置、税制上の特例措置がなくなるというような制度になってございます。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） その協議ですか、早急に進めていただいて、対応・対策を講じることを早急に願います。

続きまして、企業の誘致についてであります。

40年ぶりに羽田地区に企業誘致に成功しました。町長、なぜ誘致ができたのか、聞かせてください。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

企業誘致、なぜできたのかということでございますが、いろいろ復旧・復興に向かっているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、いろんな企業立地については情報を得ながら取り組んでいるわけでありまして、その中にありまして、川俣町に関心を持っていただき、そして町にも何度も来ていただきながら、その会社の経営方針なり今後の会社の取り組み等について、川俣町ということについての決定をいただいたわけでありまして、それは私は何度も来ていただきながら、川俣町の状況を見ていただいた上での理解を示してもらったのでありますが、いろんな人にお世話になっております。そういういろんな方々の教えがあつて、そしてまた理解

も深まって、そして会社の方針等も相まってできたんだなと思っておりますので、感謝しているのですが、大事なことは誠実に進めていくことが一番なのかなと思っております。これからもそのような意味ではいろんな方々にお世話になりますし、大切にしながら、企業誘致に取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 今、町長述べたように、企業誘致した自治体の話、首長の話を聞きますと、やはり町長の誠心誠意、この熱い情熱、この思いが相手企業に伝わることによって話が前に進む、可能になるのかなと、私は常に思っております。

そこで、企業誘致には当然予算は必要と思うんですね。専門プロジェクトを立ち上げ、町長が本部長となって、ただいま話の中にもありましたとおり、全国の知人、友人、また長い政治力を使って行動すべきと私は思うんです。このことに対して、私は予算計上に対しては反対する人はいないと思うんですが、このことに対してちょっとお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員もお質しの、プロジェクトチームをつくって全力で取り組みというお質しでありますので、今もそれで担当課のほうと十分な連携をとりながら進めておりますが、そういう思いで今後とも取り組んでまいります。また、そのような機会をつくるようになったときには、再度また皆さん方に協議をしながら取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 斎藤博美君。

○7番（斎藤博美君） 最後なんです、人口減に歯どめをかける施策というのは、出生率を上げること、地場産業を繁栄させること、教育、文化、観光等が町のよさ、そういうことで町のよさを知っていただき、ほかより移住してもらうこと、また予防医学で健康を保ち、長く生きていただける等、いろいろと考えられますが、私は若者が町に定住できる仕事の場の確保が第一と考えております。当局がこの点を中心に、重点に考え、行動を起こすことを期待申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒沢敏雄君） 9番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9番（新関善三君） 9番 新関善三です。私は、さきに通告してありますように、有害鳥獣被害対策について質させていただきます。

今年度は、春先の天候は非常に温暖に、凍霜害の被害もなく、特に5月の天候は降雨量もなく高温に推移し、田植えも順調に終了されたわけですが、今年度の稲作については、国内生産量の在庫が増大される中で、さきのTPP交渉については、4月末までの日米閣僚会議では大筋合意に至らなかったものの、日米首脳会談については、アメリカ議会でのTPP法案、これがくせものでございまして、全参加国の閣僚会合が開催される見通しとなっており、依然として予断を許さない状況が続いております。

このように、内外ともに厳しい状況の中で、当町にとりましては相変わらず鳥獣被害が多くなっている現況に直面してございます。前回の質問に対しましても、近年の被害状況及び捕獲頭数の増大から、有害鳥獣の個体数は増加していると認識されているとの回答をされております。イノシシの被害は増加の一途であります。これらに対して、次の質問をいたします。

3点目、町有の箱ワナ、あるいはくくりワナの状況と個人所有、箱ワナ・くくりワナの実態についてを質させていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

今後とも、実施隊との連携強化を図りながら、捕獲活動の実績向上及び生産者の防衛意識の向上を目指すとともに、さらに鳥獣被害防止総合対策交付金の確保に努め、継続的に近隣自治体と共同で、広域的な駆除対策を進めてまいる考えであります。

- 14 -

た。

具体的には、捕獲報償金の増額やわなの管理、狩猟者登録税の支援、射撃技術研修など、さまざまな課題について、実施隊の皆様と協議・検討を重ねてきたところであり、今後とも、より一層、捕獲活動が実働的に機能するよう、実施隊との協議を深め、体制の強化を図るなど、更なる有害鳥獣対策を推進してまいる考えであります。

次に、(3) 町有の箱ワナ・くくりワナの状況と個人所有の箱ワナ・くくりワナの実態についてのご質問でございますが、現在、実施隊におかれましては、町有及び個人所有のわなを活用しながら、有害鳥獣の捕獲に取り組んでいただいております。

町有のわなにつきましては、箱わなが30基、くくりわなが35基でございます。また、町が把握しております個人所有のわなにつきましては、実施隊の16名が合計70基の箱わなを所有しているほか、18名が合計288基のくくりわなを所有している状況でございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらの問題等につきまして、再質問させていただくわけですが、一つには、ただいま答弁にありましたように、関係市町村と県に対しまして財政的な援助の要請をしたということでございますが、財政の援助の要請ということはどのような内容で、何を財政的援助と申されているのか、その辺の具体的なあれが見えませんか、町では地域の被害防止のためにこういった具体策で県に要請しているのか、財政といいましても何の財政かわからなくては困りますので、それらの内容等について、あるいはそれらに対しまして県から返答はどのような内容になっているのかについて、まず質させていただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

県に要望ということで、29日に行ってきたわけでございますけれども、内容的には鳥獣被害防止総合対策交付金、または福島市、伊達市で行っている営農再開支援事業、こちらのほうが平成27年度割り当て内示がございました。その内示額が、こちらから申請した額、100%ついておりませんでした。大体平均して75%の補助金の内示額でございました。そちらを、もともとは国の補助金ですので、国のほうに増額のお願いという形で県を通じて県のほうに行ってきたところでございます。それがもし、国のほうでだめだということであれば、県の単独事業でも予算の措置をお願いしてきたところでございます。

それに対して県の答えでございますけれども、要望は承りましたということで、確約はしていただいておりますが、とりあえず要望は伝わったというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） とりわけ、平成26年度等につきましては、この回答にあります

ように、2カ所でこれら防護柵、あるいは、防護柵とメッシュ柵の設置事業等につきましては回答をいただいているわけですが、今年度の進捗状況は、これは100%なわけですね。部材関係等につきましては。平成27年度は現況ではどのような地域でどのような対策をとられているのか。あるいは、それについて行政はどういうふうに加担されているのか等について、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

今年度の事業計画でございますが、まず総合対策交付金事業、こちらワイヤーメッシュと電気柵になるものでございますが、ワイヤーメッシュに対しましては、総延長が1万5,251メートル、内訳を申しますと、小島地区で5,935メートル、鶴沢地区で7,350メートル、東福沢地区で1,966メートルとなっております。また、電気柵につきましては総延長8,400メートルで、こちらは小綱木地区で実施するものでございます。

先ほど、県のほうに不足分の要望ということで行ってきましたけれども、これ以外に追加要望ということで挙げているものが、ワイヤーメッシュ柵が5,649メートル、これは鶴沢と小神地区になります。あとは電気柵1万4,641メートル、これは小綱木地区になりますけれども、この2点が県のほうに追加要望しているものになります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、平成26年度と違いまして、平成27年度はかなりの面積が防護柵自主防衛に入られている地区があるわけですが、中では川俣町の実態、川俣町の地形的からいって、集落でできない、営農、何ていうのかな、農振組合体でこれらの対象、あるいは地区全体で取り組む、あるいは集落全体で取り組むということについては、補助の対象になっているわけですが、中にはなかなかそういった好条件に恵まれていない地区が特にイノシシ被害が高いというようなことでございまして、そういった地区に対します、共同で何名が最小単位ならばこれらの申請に該当するのか、また、無増減に次から次とそういった希望を出されましても、これは対応し切れないというふうな、財政的にも、できないと思うわけなんです、そういった今までのやり方よりも、もう少し規制緩和をしても、自主防衛をするというような共同体が、3名以上なら3名以上というふうに銘打って啓蒙していく必要はあろうと思うんですが、そういった点についてはどう考えているのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

まずワイヤーメッシュとか、先ほど申し上げた総合対策交付金事業、こちらは3戸以上で地区、集落単位みたいな形での事業となります。またその集落、まとまり切れない、ただ被害はあるといった場合には、町単独での電気柵の設置補助、こちらは1戸単位でできますので、こちらのほうの活用も含めて、そうですね、被害防止に努め

ていただければと思います。

なお、町単独の電気柵につきましては、去年の実績になりますけれども、平成26年の実績で61件、2万1,635メートル、実施してございます。また、今年度、平成27年度につきましても、今現在で申し上げますと13件の申請がありまして、約4,000メートルの申請となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） このように、自主防衛に暇、手間をかけたから合意しなきゃならない、こういったことの、やはり防護柵を、防除対策をまず根本的に見直す必要があるかというふうに考えているわけですが、それには、何と言いましても実施隊の皆様方の絶大な協力がなければできないわけでございますので、その前に、もう少し一歩進んだ防護対策というものは、当局ではせっかく県にも要請をしているにもかかわらず、ただ財政的な援助をすればいいのかというような問題でない生態系になっているというふうなことを認識しなくてはならないんじゃないかと思うんですが、そういったこと等については、今現在どのような考えを持っているのか。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

まず、ワイヤーメッシュ柵につきましては、集落単位で大きな面積で被害防止を行っている、これにつきましては、かなりの防止効果があると考えております。ただ、補助の内容につきましては、議員お質しのように、部材費のみということになっておりますので、それにかかわる作業賃とかは補助の対象外というか、経費には出ておりません。そういった面も含めて、部材だけではなく、作業賃も考慮した方策というものも今後検討していかなければならないのかなというふうには考えておりますが、こちらにつきましても県等に要望しながら、拡充できるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 甚だしい地域を見ますと、もう今までは作物を保護するためにメッシュあるいは電気柵を設けておったわけですが、今はメッシュの防護柵と電気で、かえって人間の生活のほうイノシシに監視されているような情景になっている集落も見受けられるようになってきておりますので、今までと反対に、動物でなく人間のほうが肩身の狭い生活を強いられている地区等も発生しているというような現況もつぶさにやはり当局では把握しておく必要があるというふうに考えてございます。

それとあわせまして、やはり防除体系を、このままですとイタチごっこになりまして、投資するものは、後で自治体の問題に触れますけれども、もっと的確な簡便性のあるような防除体制をとるようなことも、これは県でやらなくてはならないと思うんですが、そういったこと等についてもやはり末端の市町村からそういった要望なり要求を出していきませんと県にもつながらない。

あるいは、今、川俣町はこのように放射能拡散からいろいろな問題で復旧・復興の対策をとっているわけですので、そういったことに関しまして、一番今は青葉になっておりまして、自治体の人たちも非常に苦勞している、しょっちゅう電話が入ったりしているようでございまして、できるのであれば、今はやりの捕獲されたものを、やっぱりGPSを埋め込んで1頭、2頭放すと、それを今度ドローンという仕掛け、ドローン、今、非常にはやり出しているわけですが、こういった開発会社と共同で開発して、その生態系あるいは分布状態あるいは行動範囲というものを、やっぱりほかの市町村に先駆けて、そこまで対策をとっているんだというふうなあかしをつけていかななくてはならないと思うわけですが、そういった考えはあるのかどうか。あるいは、各研究機関あるいは大学等に要請しながら、そういった対策もぜひ必要があるかと思うんですが、そういった先進的な防除方法等についてはどのように考えているのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

先進的な防除方法ということでございますけれども、今のところ、先立っての考えはございませんが、よりよい方策、新たな施策等が出てまいりましたらば、そういったものも研究しながら、防除対策には努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これが、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律で、全ての動植物が保護されているわけございまして、ここをいかにクリアするかというふうなアイデアを持ちませんと、あるいは極端な話、毒殺の方法もあるんじゃないかと。あるいは性ホルモンによつての防除方法もあるんじゃないかというふうなことも、個人的には県に問い合わせますと、そういった根本的に生態系を変えるようなことはできないというふうな、はっきりした答弁をされておるわけでございますので、ただいま申し上げましたようなGPSで捕獲管理をする、あるいは行動することによってイノシシの生理生態的な現象もわかるというようなことまでも判断していくことが、これからの大切な防除方法につながるかと思うわけでございますので、ぜひ川俣町から、ぜひそういった提案もしながら、強力に進めることが必要であるというふうに思っておりますので、当局でもよく研究をしていただきたいというふうに考えてます。

2番目は、これは委嘱されております実施隊の皆様方に対します手当、これも回答の中にはいろいろと捕獲報償金の増額やわなの管理、あるいは狩猟登録税の支援、射撃技術の研修というふうなことを挙げておるわけでございますが、1項目1項目、確認をさせていただくわけですが、これは捕獲報償金のあり方等について、現在の価格が平成27年度は根本的に1頭当たり捕獲報償金をこれだけにするというふうな基本的な考えは今現在持っているのかどうか。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君）　ご答弁いたします。

捕獲報償金の件でございますが、平成２７年度につきましては、これはまず予算ベースで申し上げますと、有害捕獲につきましては１頭当たり１万８,０００円、狩猟捕獲ですと１頭当たり２万３,０００円というふうな予算どりでございました。

先日、実施隊の総会がございまして、それ以前からも話が出されておりましたけども、今、有害捕獲と狩猟捕獲の差、そんなに差をつけずに有害捕獲のほうを２万円、あとは狩猟捕獲のほうを２万１,０００円にしてくれないかというような要望が出されておりました。

予算内でやりくりできる範囲でございますので、そちらのほうに今年度、有害捕獲が１頭当たり２万円、あとは狩猟捕獲が１頭当たり２万１,０００円ということで、自治体のほうには話をさせていただいたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　新関善三君。

○９番（新関善三君）　それは実施隊の皆様方と合意形成できたものというふうに考えておるわけですが、一つには、今、わなの問題、あるいはくくりわな、わなにはくくりわなと、箱わながあるわけですが、そういったことも、本年度も聞き取りますと、当初の予算で２０基ほど町所有のやつを多くするというようなことでございますけれども、今は、これらに対しまして、餌代が、これがばかにならなくなっている。そして、箱わなをかけても、１カ月や１カ月半は当然入ってこないわけですので、その期間の餌代、あるいは人海の費用、あるいはもし、箱わなに捕獲された場合の連絡をいただくと、実施隊の皆様方は、日夜そこで駆けつけなきゃいかん。あるいは、行政を通して実施隊の皆様方に連絡する。あるいは、実施隊は顔ぶれになっておりますので、あの人に言えばすぐ来てくれる。あるいは、あの人に言えば、必ず見てくれるというようなことで、直接そういった対応を実施隊の皆様方が、日常あるいは日夜強いられておるわけでございますので、そういった功利は、ただ捕獲頭数に対します報償金を上げただけでいいのかどうか。そういった物資、両面の手だてをしていきませんと、これも実施隊の皆様方も１年過ぎると、１年、老化していくわけでございますので、そういったことも考慮した対応・対策は、ことしの実施隊の総会の中ではどのように合意されているのか。

○議長（黒沢敏雄君）　産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君）　ご答弁いたします。

実施隊のわなの餌代とかという話がございましたけども、予算の中で積算として見えますのが、町で所有している箱わな等の餌代、あとはイノシシ、ニホンザル、そちらの餌代等を見ております。

あとはわなの見回りとか、わなにかかる消耗品費、私用車借上等が、ガソリン代ですね。そういったものを含めまして、有害狩猟鳥獣捕獲委託料として２７年度は４５０万円ほど予算計上させていただいているところでございます。

これはあくまで、内容を見ますと、町所有のわなの餌代までというふうになってお

りますので、先ほど、答弁しましたように、個人所有で箱わな70、あとはくくりわなが288基ございます。

のちのち、そちらのほうの手だても考えていただきたいというような話もこの前の総会のときにはいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、回答いただきましたように、今年度あくまでも町所有のものに対しては餌代や何かを手だてをして、それらの供給に応じるというようなことでございますが、根本的に行政、町所有の箱わな、あるいはくくりわなの数と、個人で所有している箱わな、くくりわなの数は根本的に違うわけでございまして、しからば、これらがこれほど個人で所有されて本気になって防護、防除をしていただいておりますが、これらに対しましても、何らかの手だてをしませんと、だったらば実績はどうなんだと。町有のわなで捕獲する頭数と、個人わなで捕獲する頭数は、その辺の開きは、はっきりデータの持ち合わせているのかどうか。ひとつこれをお聞かせをいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

まず町所有のわなと、個人所有のわなの実績ということでございますが、これ二つ、合わせまして、町と個人所有の合わせまして26年度の捕獲頭数は、有害捕獲で245頭、狩猟捕獲で198頭、合計443頭というような実績でございます。

実施隊の方に伺いますと、ほとんどが個人所有の箱でとれたものだというようなことは伺っていますが、その内訳については詳しくは伺ってございません。

あとは、26年実績ですと、イノシシですと、合計443頭、あとはニホンザルが14頭、カルガモ9頭というようなことで実績は挙がっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、課長から回答あったわけでございますが、何と年間443頭、26年度の実績では。物すごい数になってる。これらの、今度は報償金を申請するには、イノシシの尾っぽを持参すれば、それが認められるということでございますけど、写真とね。当然そうでしょうけども。写真と尾っぽで手続の申請をすると。手だてをするというようなことですが、先ほど答弁の中にもありますように、本当に町有わなの捕獲と、個人所有わなの捕獲では根本的に頭数が違うにもかかわらず、町有わなに対しましては、餌代も、あるいは見守り料も支給すると。余りにも格差があるんじゃないか。そういったことの是正もぜひ早急にやらなくてはならないのではないかと思います。当局では、それらの対応・対策について、どのように予算措置をする考えでおるのかを回答いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

まずは、個人所有わなの餌代等の話でございますが、まずは1頭当たり捕獲の報償金、こちらを毎年、年々上げてきた状況にはございます。町所有のわなにかかっても、個人所有のわなにかかっても、1頭当たりに出す報償金は同じだということで、今年度は2万円というふうな単価になってますけども、そちらのほうで今のところは、実施隊のほうにはご理解をいただいているところでございます。

先ほども申し上げましたように、総会の際に個人所有のわな等の餌代、そういったものもというような話が出されておりますので、そういったものにつきましては、今後、実施隊の方々と打ち合わせしながら考えてまいりたいというふうに考えてございます。

確かに、くくりわなですと、町の持ち物一つかけて、1カ所だけではだめなんですってね。その周りに自分で持っているものを三つ、四つかけないとかからないというような話も聞いてございますので、まず実施隊の方々とは相談させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） あくまでもこれらのイノシシが非常にネズミ算式でふえている。

本当に山間部に行きますと、イノシシのために作物は何もつくねえんだというふうな農家も口から出るようになってございます。やはり、そういったものに根本的から遊休地を防止し、あるいは農業の生産を維持するためには、こういった細心の注意も必要なわけでございますので、そういったことには積極的に、特に。そして新しい技術をどんどん導入することもあるかと考えておりますし、とにかく生態系、生態系と言いましても、従来生息していないものが、ふえたということは、そのものが生態系を乱しているわけございまして、これは根本的に、ただ、今農地の荒廃、あるいは遊休地が増大したから生息頭数がふえただけでは事は済まないわけでございますので、そういった、そのこの原点になるものを当局はどう捉えて、どうつかんでいるのか等についても、ひとつこの際、質問をいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

まず、その実態をどうつかんでいるのかということでございますが、確かに年々、有害鳥獣ふえているのは確かだと思います。1点は、そのイノシシ等、人とのすみ分けをきちんとしなければならないのかなと。ですから、山合い近くのところは刈払い等の手入れをして、有害鳥獣を近づけない対策になるかどうかは定かではないですけども、そういったことも必要なのかなというふうに考えてございます。

なお、この前の、県のほうに要望の際には、農林水産部長さんが相手だったんですけども、農林水産部長さんいわく、福島県のイノシシの頭数は4万7,000頭いるんだと。ただ、これが毎年の捕獲活動を行っているので、平成32年ごろまでには半減するのではないかというような話もありました。

これは当然、これからどんどん生まれてくるものもありますので、それはどうかわ

かりませんけども、そういった内容もありましたので、一番はすみ分けと、あとはできる限りの防衛対策でやっていくのが今のところは最善の状況ではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これは生態系の問題も、根本的にもっと研究しておりませんと解決の見通しがわからないわけでございまして、今、県下に生息しているイノシシの数が誰が計算したのか4万7,000で、これだけの被害、一市町村で受けるのかという。これはこんな数ではないことだけは、現実なわけですから。県に申し上げる際にも、どこのデータだと。誰が調査したんだということまでも、やはり町としては追及する必要があると思うわけでございますので、ぜひその辺のあれも承ってまいれと。

それと、何せ、今年度になってからも、捕獲隊、実施隊の皆様方は日夜あっちだこっちだって駆けめぐって、あるいはおりにかかった、わなにかかったということで、それぞれ出撃しているようでございますが、今年度の、今までの実績は何頭になっているんでしょうか。春先の。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

今年度の実績ということでよろしいかと思いますが、27年度につきましては、現在までイノシシが105頭、サルが5頭でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 既に今年度になりまして105頭ほど捕獲されているわけでございまして、これも知っておいて得かと思しますので表現しますけれども、非常に春先になりますとイノシシの出産期に。そうなりますと、恐らく当局では今度は、この105頭に対しまして、雄と雌の区分けを果たして捉えているのかどうか。圧倒的に雌が多いわけなんです。といいますのは、やはり出産期を迎えまして、自分の体内の栄養状態を良好にする、あるいは出産のためにいろいろと餌を豊富にとらなくてはならないということで、雌のほうが行動範囲が広い。そして、たまには捕獲隊の方々も、腹を割って、見るわけですが、大体春先、少ないもので3頭、多いもので7匹ぐらい入っているんです。そのためにはイノシシそのものも必死になって、夜と昼となく行動することになろうかと思うわけでございますので、やはりこのことも、やはり雄を少なくするのか、雌を少なくするような捕獲体制をするのかによって、根本的に35年度まで半分にするなんていう、公言をするのであれば、そこまで具体的な研究、あるいは調査が必要であらうというふうに考えてございますので、ぜひ、そのことも各研究機関のほうには町としても要望していく必要があろうかというふうに考えてございますので、まず、そこまでにさせていただきたいんですが。

そして、震災後、あるいは避けて、今は、このことについては、このイノシシの被害等につきましても、川俣町は避けて通ってきたわけでございますが、これは今まで

ですと、放射能の拡散さえなければ、食用に供した。これを販売することが、食品衛生法によって根本的に禁止されておるわけですが、食用にするというのは、相対で、あるいは必要な人に分け与えるのは、何もこれは違法でも何でもないわけですが、そういったことで、この狩猟意欲もあったわけですが、今は、捕獲して射殺する、そこでとめればですよ、息をとめれば、埋設か、あるいは焼却場に運ばなきゃならないわけですから、現在この頭数の処理方法についてはいかなる方法が一番多くとられておるのか、当局はどのように判断しているのか、一つお伺いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

現在の処理方法ですが、これは狩猟したものは埋めてございます。山のほうに埋めてございます。以前はばらして焼却場のほうに持っていった経過もあるようでございますけども、そちらもばらすのが大変だということで、現在のほうは、わなの近くとかに埋めての対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 埋めた場合も、浅いか、深いかによって、これまた二次的な被害が及ぼす可能性もございます。特に野生のイノシシ等につきましては非常に食品衛生法で定められている放射能の基準より物すごく高いことが、最大の結果になっておるわけですので、そこで、完全なのは、いろいろ実施隊の皆様方の要求、あるいは被害農家の心境を察して、やはりこれらの費用等につきましては国に全額求めていくのが妥当だと思います。

あるいは、当然、放射能拡散によっていろいろと飼っていたイノシシも、豚も放牧したというようなことで、豚との交配、F1まで横行しておる現況に直面しているわけですが、そうしますと、豚、イノシシですと、3頭ぐらいですが、やはりそういったF1になりますと、7頭から8頭は、平然と出生するわけですので、ぜひ、このことを踏まえて、今までには国だ、東電が責任だというようなことはひと言もこのことについては触れなかったわけですが、やはり口を大きくして、そのことも正々堂々と要求することによって、実施隊の皆様方のやりやすい方向、あるいは防除のほう、対策、あるいは研究の対策等々の費用も賄っていくことが当局としてもやりやすいのではないかとというようなことでございますので、最後の返答は、ひとつ町長からいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員お質しのイノシシの被害についてはふえる一方であります。今、中でいろいろと議論、要望もいただいているわけでありましてけれども、昨日、実施隊の総会に出させてもらいましたけれども、会員の皆様方もこれから青葉などできている中でも、わなを確認したり、また捕獲に行ったり、相談を受けたりということで、本当に忙しく

動いていただくことでありますので、いろいろとお話も聞かせてもらいました。

今お質しのように、これは国のほうにも私も、今回お質しにありますが、要望しております。特に、原子力災害事故になってからのこのイノシシの対応については、今まで全く違った対応でありますから、予算も増大の一方であります。これらは国、東電は責任を持って私は対応すべきだということによっております。

山木屋地区につきましても、日中から今までなかったイノシシが歩き回る状況が見られるということは、これは今回の原発事故の直接の影響だと思っておりますので、そういった中では、駆除に対する費用も含めて、またこれらの対策等についても、国も東電も一緒になって対応を講じるべきということで要望を出しておりますので、これからもしっかりと要望活動し、この有効な有害鳥獣対策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それでは、今、要望していくと、要望だけではなく、請求の時代であろうと思うわけでございますので、ぜひ請求をして、これらの鳥獣被害に万難を排していただきたいと、このように申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。  
(午後 0時00分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。  
(午後 1時00分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 一般質問を続けます。

2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番 高橋道弘であります。私は、本定例会に当たりまして、幼稚園の3年保育、災害復興公営住宅、そして財政計画の3点について古川町長に質すものであります。

この三つの事案は、川俣町の当面する重要課題であるとともに、それぞれ密接に関連している課題でもあります。町民の期待に応え負の資産とならないよう、そして、財政の健全性を継続するため、このことが担保できるようにしなければなりません。この立場で、さきに通告したとおりに質問をいたします。

まず、平成28年4月1日に実施するとしている幼稚園の3年保育であります。これは、私もそのことを強く要望する一人ですが、古川町長の選挙公約の大きな重要事項でもあります。3年保育に期待する若い保護者の皆さんの声も多く、私にも寄せられておりますので、以下3点について伺いをいたします。

一つ、3年保育の理念と目標は何か。

二つ、保育園と幼稚園の役割はどのように整理されるのか。

三つ、3年保育を実施する際の施設改修、統廃合、教諭の確保など、計画は策定されたのか。また、その際に必要となる財源は、いくらになるのか質したいと思います。

次に、川俣精練跡地に建設予定の災害復興公営住宅についてお伺いをいたします。

一つ目は、災害復興公営住宅への入居希望世帯数と、その世帯人数は何人になっているか。

二つは、山木屋地区スマートコミュニティ構想に位置づけられている町営住宅（１０戸）との建設と整合性はとれているのか。

三つ、川俣精練跡地は造成にとどめ、分譲した方が山木屋の皆様の要望に合致していると思うが、その考えはないか。

以上、三つであります。

最後に、財政計画について質問をいたします。

３月定例会の一般質問で質しましたが、今、議会に提案されている財政計画は無謀であり、数年で財政の硬直化を招き、住民サービスに支障を来すものと懸念するものであります。最初にお伺いをした３年保育にかかわる費用は、この財政計画には反映されていないものと、私は思料いたします。したがって、財政計画を早急に見直すべきと私は思うわけですが、町長はどのように考えているのかお伺いをし、質問いたします。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） ２番 高橋道弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、２点目であります川俣精練跡地に建設予定の災害復興公営住宅について問うの（１）災害復興公営住宅への入居希望世帯数と人数は何人かについてのご質問でございますが、優先される入居の対象につきましては居住制限区域と子育て世帯の方々であり、また、入居の希望につきましては、平成２５年１２月に実施した住民意向調査においては３５世帯の７９名。加えて意向調査に回答されていない対象世帯の聞き取り調査においては１７世帯６０名であり、あわせて５２世帯の１３９人でございます。

次に、（２）山木屋地区スマートコミュニティ構想に位置づけられている町営住宅建設（１０戸）との整合性はとれているのかについてのご質問でございますが、過疎型スマートコミュニティ構築事業においては、山木屋地区復興拠点を整備することとし、その中の一施設として平成２５年度に開催いたしましたスマートコミュニティ委員会、分科会、住民説明会など、住民の方々から出された意見等を踏まえ、高齢者にも優しい町営住宅を建設する構想となっております。

本町営住宅につきましては、構想段階ではありますが、２名でも居住が可能な６畳、４畳半、ダイニングキッチン居室を１０室程度整備するとともに、来訪者や入居者同士で食事、交流、共同での炊事等を可能とするようコミュニティスペースを兼ね備えた食堂、共同厨房、共同居室も併設する概要であります。また、本町営住宅につきましては、高齢者に配慮した住宅を検討していることから、避難指示解除後の住民の皆様の帰還状況、今後の地域の実情、さらには復興公営住宅への入居状況等を踏まえ

た上で、より具体的に計画化していく考えでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(3) 川俣精練跡地は造成にとどめ、分譲した方が山木屋のみなさんの要望に合致していると思うが、その考えはないのかのご質問でございますが、川俣精練跡地に建設を進めている復興公営住宅につきましては、敷地造成工事、水道工事、道路工事を実施し、工事は順調に進捗しているところであります。現時点で復興公営住宅の建設計画を取りやめ、土地を分譲する考えはございません。町といたしましては、避難を余儀なくされている山木屋地区の皆様が1日でも早く、希望される復興公営住宅へ入居できるよう、今後も努力してまいる考えであります。

次に、3点目、財政計画を見直す考えはないのかについてのご質問でございますが、現在、町では震災からの復旧・復興を目指し、復興公営住宅や新庁舎の建設、工業団地造成等の大規模事業に取り組んでおりますが、これらの事業の財源としては、交付の確実性の高い復興交付金や震災復興特別交付税などを見込んでおります。しかしながら、新庁舎や復興公営住宅の建設につきましては、復興事業等による建設需要の増加により労務費や建設資材価格が著しく高騰し、建設コストが上昇していることから、国等からの支援が見込まれない事業費の不足財源につきましては、町債等で賄う計画としているところでございます。

議員お質しの財政計画につきましては、本年2月の庁舎建設特別委員会においてお示したところでありまして、今後の公債費の償還シミュレーションでは、償還金のピークは平成34年度で約6億8,500万円になると想定したものであります。町といたしましては、今後、限られた歳入財源の中で公債費や扶助費の義務的経費を初めとする経常経費の伸びに対応していく必要があることから、常に財政状態を検証しながら、町財政の弾力性が失われないよう計画的に節度ある財政運営の取り組みを徹底するとともに、今後の復興事業や各種事業の進捗、社会情勢の変化等を見きわめながら、適時に財政計画を見直し、事業実施計画の変更を含め、健全な財政運営に努めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、平成28年4月1日から実施する幼稚園の3年保育について問うの(1) 3年保育の理念と目標は何かについて、ご答弁を申し上げます。

幼稚園教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、義務教育及びその後の教育の基礎を培う上で極めて重要な教育的役割を担っているものと理解をいたしております。

本来、人格の形成上、子どもが幼児期において身につけるべき資質は、情緒の安定、自主性、社会適応力の三つの基本的、基礎的な資質・能力とされております。この三つの資質・能力は幼児同士の望ましい集団活動や良好な保育環境、そして、両親以外で初めて出会う大人としての教師という人的環境によって育まれるものであります。したがって、3歳から5歳までの3年間、幼児の発達段階に応じて連続した保育

を進めることにより、豊かな心とたくましい体が一層育まれるとともに、幼稚園教育と小学校教育との連続性と、教育のスムーズな移行が図られ、もって幼児の知育・徳育・体育のバランスのとれた発達に資することが3年保育の理念と考えております。

次に、3年保育の目標についてであります。教育基本法第11条には、地方公共団体は幼児期の教育について、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備に努めるとともに、その振興に努めなければならないと示されており、これを受けて学校教育法には幼稚園教育の目標について、健康な心と体の育成、人間関係の育成、豊かな感性や表現力の育成など5項目について、その目標が掲げられております。川俣町教育委員会といたしましては、これら幼稚園教育の目標の達成は当然であります。本町が目指しております子育て世代に対する質の高い幼児教育の提供を通しまして、保護者が期待する幼児教育のニーズに応えようとするものであり、さらに教育委員会の重点施策に示しております、感動する心や他人を思いやる心など豊かな心を育む五つの心をしっかりと育むことが3年保育の目標でございます。

次に（2）の保育園と幼稚園の役割はどのように整理されるのかについてのご質問にご答弁申し上げます。

保育園と幼稚園につきましては、その目的及び所管する省庁、さらに利用方法につきましても異なっておりますことは、議員既にご承知のとおりであります。主な相違点を申し上げますと、保育園運営の主たる根拠法は、児童福祉法による保育所保育指針によって運営されるものであり、入所対象児童につきましては、1歳未満の乳幼児から就学前の5歳児までとなっております。1日の保育時間につきましては、保護者の勤務時間態様等により、標準時間は11時間の保育並びに、短時間保育は8時間の保育、このように定められておりますが、本町におきましては町独自の施策として、最長12時間の保育を行っているところであります。

次に、幼稚園の運営につきましては、学校教育法並びに文部科学省が定めております、幼稚園教育要領により教育及び保育を行うものであります。また、入園の対象児童につきましては、満3歳以上から就学前の5歳児まででございます。1日の教育保育時間は4時間と定められておりますが、本町におきましては、川俣南幼稚園におきましては午前7時から午後7時までの12時間の預かり保育を実施しているほか、他の三つの幼稚園におきましては、午後3時までの延長保育を行っているところであります。

町教育委員会におきましては、平成23年4月から、すみよし保育園の保育業務につきまして町社会福祉協議会へ委託したところでありますが、子育て支援の重要性に鑑み、幼稚園教育とすみよし保育園の保育活動の垣根をできるだけ取り払い、保育園においても幼稚園の教育機能を一部取り入れた教育・保育活動を進めておるところであります。

議員お質しの保育園と幼稚園の役割のうち明確に整理しておりますことは、保育園におきましては、両親や家族が就労等のため子どもを預けなければならないという事情から、育児に専念できない保護者からの委託を受け、乳幼児を保護者にかわって保

育するものであり、そのような保育を必要とする乳幼児に対し、母親や父親の代理としての深い愛情をもって保育に専念することが求められます。また、幼稚園教育につきましては、幼児の心身の発達を助長することを主たる目的としており、4時間程度の短時間の教育活動の中で、読書活動や表現活動を通して、集団生活への適応や基本的な生活習慣を身につけさせ、小学校教育へのスムーズな移行が図られるよう小学校教育を意識した指導が進められるなど、両者の役割を整理しているところでございます。

次に（３）の３年保育を実施する際の施設改修、統廃合、教諭の確保等計画は策定されたのか。また、必要となる財源はいくらかについてのご質問にご答弁を申し上げます。

平成２４年８月２２日に成立いたしました子ども・子育て関連３法の制定を受けまして、教育委員会は平成２５年度に川俣町子ども・子育て支援検討委員会を立ち上げ、１２名の委員による子育て支援のあり方について検討をいただいたところであります。この間、本町にお住まいの子育て世帯の方々を対象としたアンケート調査を実施し、子育て支援に関するご意見をいただきました。これらを総合的に勘案し、川俣町子ども・子育て支援事業計画を策定し、本年３月に公表をいたしましたところであります。教育委員会といたしましては、本事業計画の具現化のため、具体的なスケジュールに沿って積極的な事業の推進に努めることといたしております。主な事業につきましては、幼稚園の充実に関する事業、保育園の充実に関する事業など四つの事業から成り、細部１５の事業につきまして短期・中期の実施スケジュールを作成中であり、６月末には具体的なスケジュールを示す予定といたしております。

これらの子育て支援事業を推進していくためには、教育委員会の組織のみでは十分にその目的が達成されないところから、去る５月１日に町関連部局を交えた川俣町子ども・子育て支援事業庁内検討委員会を設置し、過日、第１回の庁内検討会を開催し、委員相互の共通理解を図ったところであります。なお、庁内検討委員会は月２回のペースで開催し、早い段階で長期・短期のスケジュールを確定し、事業を進めていくことといたしております。

議員ご質問の３年保育の実施に係る施設改修等につきましては、本年２月の町幼稚園長会におきまして、平成２８年４月からの３年保育実施に伴い、整えるべき備品及び園内改修等について協議を進めており、現在、教育委員会の施設維持管理担当者が直接幼稚園に出向き調査中でございますが、幼稚園本体の改修につきましては、現段階においては必要ないとの報告を受けております。

次に、幼稚園の統廃合計画につきましては、現在、長期・短期の計画を作成中でありますが、少子化により在籍園児が１０名以下で、今後その傾向が継続すると予想される幼稚園につきましては、既に当該幼稚園保護者会を開催する中で町の考えを示し、統廃合に向けた協議をいただいているところであります。

次に、３年保育に係る教員の確保計画でございますが、現在のところ、平成２８年４月から入園する３歳児は最大で４０名程度と推計いたしており、これに伴う教員定数

は2名ないし3名、さらに支援補助員若干名が必要と考えており、これら教員等の採用計画につきましても現在計画を策定中であります。

次に、3年保育実施に伴う必要経費についてであります。教員及び支援補助員等の人件費並びに3歳児が使用するテーブル等の備品、手洗い場等の一部改修を含め、約3,000万円程度の経費が必要と考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ただいま答弁いただきましたが、最初の問題というか、質問しました大きな1番の（1）と（2）につきましては、何ら私もそのように思いますので、質問、再質問はないんですが、3番目の今、教育長から3,000万円程度経費がかかるんだという話があったんですが、これは平成27年度中に準備しないと、人件費は別として、施設改修費等は準備しないといけないと思うんですが、これは3月で議決されました平成27年度当初予算に全部含まれているんでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） ご質問にご答弁いたします。

3年保育にかかります改修経費、その他の経費でございますが、当初予算には計上しておりません。今後、早い時期、9月、12月等で補正対応というふうなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だとすれば、4月1日に十分に間に合うように予算措置をされたいというふうに思います。

それで、私もこの間、3年保育というか、子育て支援三法を含めましていろいろ勉強させていただきまして、3月に教育委員会からこの立派な川俣町子ども・子育て支援事業計画という計画書をいただいたわけですが、この中の8ページに、現在のこのサービス事業の状況というのが載ってるんですけども、これを見ますと、すみよし保育園では、震災前の平成22年は134名が入所されておまして、現在は平成26年では146名だと。それに対しまして幼稚園は、平成22年が5幼稚園で171名入所といいますか、入園してるんですが、平成26年においては101人だと、こういうふうに乗ってるんですね。中身を見ますと、今般議論になっているその3年保育、例えば3歳児はすみよし保育園は23人が37人になったと。4歳・5歳児は19人だったのが、現在は49人入所されていると。それに対しまして、幼稚園のほうは4・5歳児、山木屋が休園したといっても、これ12名くらいですから、70名減って約60名くらいですか。幼稚園の入園者数は減ってるんですね。

一方、下の（3）のこの延長保育の推進というのを見ますと、平成22年、9人だったのが32人というふうに大幅に伸びてるんですね。ですから、いわゆるこの通常の、今、教育長答弁した4時間という、幼稚園の通常保育の範囲内では、何ていうんですかね、対応できない家庭がふえてきて、いわゆる保育的な機能というものを重視をする方向にどんどん子どもさんが流れているという結果が出てくると思うんですが、

その辺とその幼稚園の3年保育を実施するという事について、どのような検討というか、どのようなこの分析結果をお持ちなのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ただいまご指摘のとおり、社会情勢の変化に伴い、女性の社会進出、またこの震災後の町の雇用状況等、これらによりまして、子どもを養育する保護者の対応が変化したことは、ご承知のとおりであります。

このような中で、実は子ども子育て支援事業計画策定の中で、先ほどご答弁申し上げましたけれども、子どもを育てる、育児中の世帯を中心にアンケート調査を実施いたしましたところ、幼稚園における3歳児保育についての要望、ご意見が非常に多く出されたのでございます。これらにつきまして、実は議員もご承知かと思いますが、実はこの公立学校の3歳児保育につきましては、実は暗黙の、一つ重要な問題がありまして、いわゆる私立幼稚園を抱えている市町村においては3歳児保育はやらないという内々の協定がございまして、川俣町におきましても、福島市が2年間保育でありますので、同じ地域の国公立幼稚園会としてはそれを守ってきたわけでございます。

ところが、近年、伊達市等におきまして、3歳児保育、いわゆる認定こども園方式になりましたので、これが容易になってきた。こういう状況で、我々も将来におきましては幼稚園と保育園の一元化、一体化を目指しておりますので、そういう中で3歳児保育を実施することが必要条件になってきたという判断で計画を立てたものでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、その3年保育をするに当たって、幼稚園の、その保育時間の問題が、今、教育長おっしゃるとおり、その通常の4時間という保育時間では賄い切れないということで、このデータにもありますように、この延長保育を求める保護者の方が多くて、子どもさんも倍以上ふえていると、こういう状況ですから、その3年保育に当たって、どこの園を統合するかという話はさておきまして、その保育時間、これらについての考え方、この通常4時間とは言うんですけれども、3時までの延長保育ということで、もうかれこれ10何年やってるかと思うんですね、これ。私の在職中から始まったものですから。ですから、それがあくまでも延長保育という考え方でいくのか、それとも3年保育をすることに伴って、この保護者の方々の要望に添った保育時間に持っていくのか、その辺はどのような検討をされているでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

これは、3歳児保育は、実は大きな幼稚園としてもリスクを持っております。これは、ご承知のとおり、子どもの発達段階に応じて、非常におむつのとれている子とか、とれていない子とか、あるいはまたどうしても5時まで預かっていただかなければ入れられないというような保護者もあるかと思っております。これらにつきましては、今後、

今、検討の中で、来年度、3歳児対象の保護者に対して、案内文と、それから希望等を調査することとなっておりますので、その結果によって保護者のニーズにできるだけ応えていきたいという考えを持っております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ぜひ、保護者の方々、せっかく3年保育をするということで、大変期待が多いわけでありますから、保護者のニーズが合ったものにしていただきたいというふうに思います。

それで、これね、今、教育長からも答弁で、認定こども園という話が出てきたんですけども、子育て三法でも認定こども園というのは大きく打ち出されて、幼保一元化というんですか、幼保連携の一つのひな形として国も進めているわけですね。

21ページ、この計画を見ますと、21ページのこの教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保の内容というところの1番目に、こう書かれてるんですね。私はこれ、非常に残念で読んでもんですが、保育園、幼稚園、認定こども園の預かり保育のあり方などについて、引き続き具体的な検討を進めていきますと、こう書かれてるんですよ。ということは、結論が出てないという、逆の言い方すると、結論出てませんよと、こういうことを表現しているわけですよ。

だから、今後ともその今のように、保育園、幼稚園というコアの施設の中で、保育サービス、幼児教育のサービスというものを提供していくのか、認定こども園制度というものもきちんと制度として確立しながら、今言ったような働く中で保育も必要だ、でも幼児教育もお願いしたいんだという保護者の方々の期待に応えるのかと。これは、教育会議も今度できるわけですから、教育委員会で結論出すの、どうのという問題ではないと思うんですよ。やっぱり、町長の選挙公約でもあるわけだから。ここは町長、この、計画なのに検討していきますという計画では、具現化しないんじゃないですか。計画というのは、こうやってくからこういうスケジュールでいきましょうというんでしょう。これは検討していきますという計画なんだ、これね。計画書をせっかく出したのに、ここだけ逃げてるんですよ。これは町長、どういう、いつまでに結論出すんですかね。いつまでも計画期間中、検討してたんでは、教育委員会も困るし、保育園も困ると思うんですよ、私。どういう方向性で今後、幼児保育、幼児教育はやっていくんだという、川俣町のこの基礎的な考えね、基本的な考え方、ぜひ、町長、お聞かせください。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの、この子育て新三法に基づくこれからの川俣の子育て支援のあり方でありますけれども、先ほど3歳児保育、幼稚園がこれをやることで、具体的なスケジュールを固めようとしているわけでありますが、その中で、この役場、横断的な組織も立ち上げましたので、その中で議論を重ね、この方向性については明確にしていきたいと思っています。検討を重ねじゃなくて、今これがどのようになるかによっ

て、川俣町の子育て支援のお母さん方が、先に見える、安心して子育てができる環境にもつながるものと思っておりますので、これは検討じゃなくて、今年中にはこれを具体的な方針を示していきたいと考えております。ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、今年度中には結論出すということなんで、それに期待したいと思うんですが、ただ、来年の4月からこれやるわけですから、なるべく早く結論を出して、財政の問題もこれ絡まってくることですし、ましてや、私は3年保育やったからといって、今現在130名の定数のすみよし保育園の146名の子どもさんが減るのかとは私は思っていないですよ。それはそれで残るんだろうと思うんですよ。何でかといったら、3歳児ですみよし保育園に入っている方は、保育に欠ける子だけだから、あくまで。そうすると、37名かな、今。37名だと思うんですが、この方は同じだと思うんです、私、ほとんど。だから、その保育に欠ける子でない世帯のお子さん方が保育園に入るだろうと、幼稚園に入るであろうと、こういうふうに想定されるわけですから、その受け入れる側も、統廃合の話も進めているということでありまして、その園舎を新しくしない限りは、キャパシティは決まっているわけですから、じゃあそこで賄い切れるのかどうなのかという問題もありますし、それによつては、教職員の確保の数も変わってくるはずですよ。ですから、早くそれは、町長結論を出すのが、衛生者としての責任だと思うし、それを受けないと、教育委員会も万全の体制で準備はできないと思いますので、町長そこはきちっと早く結論を出していただきたいなと、議会のほうにもお知らせをいただきたいなと思います。

あと、町長、この計画、もう1点だけ、私、うんと残念なところがあるんだけど、町でやるアンケートとか計画というのは物すごく私、貴重なものがいっぱい声出てるわけですよ。問題は、それを受けてやらないのね、役場がね。この計画でも、11ページにアンケートの調査結果が載ってるのね。ここは何を聞いているかというのと、子育てに関してでなくて、子育てをする上で、サポートしていただきたいという中で、一番多い75%というのが、子どもを遊ばせる場や機会の提供がないと、これをぜひ提供してほしいというのが75%の声になってるわけ。断トツなのね、ほかのアンケートの項目を見ても。

ところが、これを受けて、38ページに、子どもの居場所、遊び場づくりというところがあるわけ。これを読むと、旧態依然というか、何の新しいことも書かれてないんですよ。だから、若い人、みんな言ってますよ。子どもさん持つてる方。3歳児健診から0歳児健診に来るお母さん方も言ってるけど、子どもを遊ばせるところがないんだと。町長は屋内運動場をつくって、あそこで遊ばせればいいなんて思ってるかもしれないけれども、ああいうことではないんですね。お母さん、お父さんの思ってることは。この75%の人がそう思ってるから、結局福島市に行ったり、郡山に行ったり、ほかの町に行つてこの休日に子どもさんを遊ばせて戻ってくると。当然外食もする機会もふえるし、外でお金を落とす機会もふえると思う。町長いう地域創生にも結びつかないわけだから、これ。だから、ここは何か具体的に考える気持ちがあります

か、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの、このアンケートを受けてのそれには、現状の維持じゃないかという、そのとおりであります。そのことでありまして、これについては、この遊び場等についての質問がございます。私もおかげさまで、皆さんの協力で屋内運動場ができてあれは評価をいただいておりますが、しかし、身近なところで遊ばせる場が欲しいという声も現実的にあります。川俣町内を見てみれば、中央公園とか、幼稚園、保育園に併設したところ等、あるいはまたご案内等がいろいろあるわけではありますが、離れているというような指摘があります。町中に欲しいんだという声が寄せられます。ですから、私はじゃあ、町中ではどこがあるんだと、皆さん、町なかを見てもわかるとおりであります。ですから、わかるとおりでありますということは、なかなか空き地がないというところでもありますので、その辺をもっと具体的に、この調査はもちろんでありますけれども、進めながら、今回の計画の中でのこの子どもの居場所づくりについて、もっと具体的に取組んでいく考えでありますので、この38ページにございますが、これをもっと深めていきたいと思っております。

答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 場所は、町長、いっぱいあると思うの。空き地ばかりだと思ふんだよね、これ見ると。だから、場所がなくてつくられないという問題ではなくて、例えば、一時、農林省のモデル事業で、この農村部にも児童遊園地みたいなものをいっぱいつくってる地域がありますよね。農村モデル整備事業でつくったのかな、あれ。町長の地元の花塚の里というのもある、児童公園なんだね、確か、あれね。子どもの遊び場。確かにマッチングしてないところにつくってきた結果、あったって誰も遊ばないということがあるかもしれません。だけど、やっぱり身近なところに欲しいということであれば、それぞれの集落単位にわかるわけだから、積極的に探せば空き地は幾らでもあると思うんですよ。

それを、何て言うのかね、延ばし延ばしにしてると、例えばこれ5月5日の民報記事、町長も読んだと思うのね。これ、子どもの数が載ってますよね、全市町村の。私もこれ見てびっくりしたんですけど、例えば人口減のトータルでいってですよ、川俣町は46町村の5番目、ワースト5。それから、子どもの数で言うと、ワースト、これ何ぼかな、5位かな。それで、1万4,000人の人口規模で子どもの数、一番少ないのは川俣町ですよ、4町村しかないけど。一番川俣に近いところだって、川俣より300人から400人多いわけだ。多いところは2,000人もいるわけ。同じ、これ棚倉町そうですけれども、1万4,386人の人口で2,044人もいるわけですよ、子どもさんの数が。川俣町は1,476人しかない。総人口に占める子どもの10%切ってる町村というのは、何と七つしかないのね。その七つに川俣町が入っているわけ。だから、物すごく深刻だということを、町長がわからないとまずいと思う

んですよ。

例えば、母子手帳の話もそうだけど、去年、母子手帳もらった人、69人でね、川俣町。9人転出したから60人しかいないんですというのが、保健センターで私が調べた結果の回答なのね。すると、いいですか。西福沢はゼロ。私の地元、ゼロ。東福沢1人。大綱木1人、小綱木1人。羽田2人、秋山2人、小島3人。小神2人。山木屋7人。2桁になってるのは鶴沢と旧川俣だけ。そこまでひどいわけですから、本気になってこの子育て支援ということを考えないと、口でばかり、町の宝だなんて言ったって、具体的な施策が出てこない、この状況はますます拍車がかかると思うんで、町長、教育委員会のせいにしないで、教育会の今度議長になるんだから、やっぱり積極的に、何でそうしたかといったら、首長が教育行政にも責任を持つということ、国も勧めましようと言っているわけですから、ぜひ町長、英断と決意を持って、早急にわかる議論を目に見えるように進めていただきたいというふうに思います。

それで、時間がなくなるので2番目の質問にいきますけど、町長、この答弁書にもあっても、平成25年の12月とあと聞き取り調査やって、52地帯の139人ですと、こう言ってるわけですね、災害公営住宅に入る人は。で、その後、その後ですよ、東京電力さんが、宅地、持ち家についての賠償の方針を示して、具体的にお宅さんの家は1億2,000万円まで補償、賠償しますよ、お宅は8,000万円ですよと、いろいろ通知が来てますよね、東京電力から。それが出てきてから、もう1回再調査、聞き取りしましたか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

まだ行っておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だとしますと、町長、これ大きくみんな気持ちが変わってると思うんですよ、私。だって、川俣精練に入るのは、答弁書にもあるように、乙8区の人と子育てをしている家庭だけでしょう、入れるのは。間違いないですよ、それで。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

間違いございません。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしましたら、前の平成25年の段階では、東京電力のその持ち家なり宅地に対する賠償がどうなるのかというのはまだ出てなかったわけですよ。その時点で調査をして、52世帯とこう言ってるわけでしょう。今現在は、例えばですよ、単純な話、私も鶴沢に行って、いろいろ東電の方のお話を聞いてきますけど、例えば1億円、あなたの家の宅地と家について補償しますよといったら、1億円分は使えるわけだ。二つ家買おうが三つ買おうが、構わないんですよ、これ。東京電力さんが賠償するわけですから。ですから、おじいちゃん、おばあちゃんと、例えば核家族になって今、避難をしているという人が、おじいちゃんの名義で、じゃあおまえら

若いの帰んないと言うんなら、じゃあ宅地買って家買ってやるぞと。ところが名義がおじいちゃんになってればいいわけですから。これ、可能なんですよ。おじいちゃんはおじいちゃん、また別にね、おじいちゃんはおじいちゃん、また別に家を買う。あるいは中古を買う。これも勝手。上限の範囲内であればどこまで使ったっていいわけだから。

そういうものを踏まえれば、今現在、あそこの川俣精練に本当に52世帯、139人の人が入りたいんだと、復興住宅に入りたいんだと言ってる根拠は私はどこにもないと思うんですが、その辺は自信あるんですか、当局は。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

やはり時間がたっている中で状況も変わっております。再度の調査が必要だというふうに考えております。

7月になれば、間取りのほうの計画もはっきりしてまいります。それをもって、再度、対象となる皆様に意向を伺っていきたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、その間取りが問題ではない。そうでしょう。住むところがないから、災害復興公営住宅に入るとというのがごく普通の考え方じゃないですか。だから、間取りが出てきてから聞き取りするんだというのは、私は遅いと思うんですよ。9月までには造成終わるわけでしょう。そして9月には、何だか知らないけれども設計もできてくるんだと言っているわけでしょう。さっきの答弁では。だとすれば、1日も早く、私はこの52世帯の方々と何も520軒歩けと言ってるわけじゃない。52世帯しかないんですから。この52世帯ときちっとプライバシーを守りながら訪問、聞き取りをしながら、本当に入りますか、入りませんかということを確認をしないと、できた暁に半分余ってたって、これ誰も入れないんですからね。知らない町民の方々は、あいたらば普通の人が入れるんだべとか、山木屋の人なら入れらんだべと言ってるけど、そんなことはない。そんなことはないですよ、町長。入れないんだから。乙8区の人と子育て支援の人だけなんだから。そこは早急にやるべきだと思うんですけど、もう一度答弁をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員お質しのこの住宅確保の関係もございます。その後の確認であります、今言われるように、この夏にはそれを全部確認して、再度希望等について調査することで今進めることでおりましたので、それがまた改めて確認されれば、議会にも報告しながら、この対応・対策をとっていきたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。ご質問のとおり、今回調査する考えであります。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あと、それは、別に、このやってしまってから、例えば住宅建築を発注してから、足りないから何とか入れっぺなんていう議論をするのが、私は後ろ

向きだと思うんです。わかっているなら、わかっていることを先にきちっと把握をして、別に把握できないわけではないんですから。把握をして、実態に見合った対策を立てるのが、本当の私は復興対策だと思いますから、きちっとやってください。早く、早急に。

あと、前の答弁で、町長ね、この5億6,700万円かな、建物を建てるのに財源不足ですと、これは国からもらうんだと答弁してますけれども、幾ら設計出てきたって、5億6,700万円用意できなかったら、建築は発注できないわけでしょう。これはどうなってますか、今。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

このことについては、国にも再三再四強く要望しておりまして、まだ今、その要望中でありますけれども、これは私は国で負担すべきものだということで、今、国と強く要望活動をしているところでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、町長、きちっと聞き取り調査して、10戸だとかそれしかないんだとするならば、それこそ5億6,700万円、国にこれから新しくくれろというより、それじゃ5億6,700万円足りないから分譲して、地域の人たちの、避難民の人たちの気持ちに合ってるんだから、分譲したほうがいいですかって交渉したほうが、私はよっぽど現実論に合ってるし、税金使つてとにかく国だってやるわけですから、私たちも納税者の1人ですから、マイナスになるであろう、失敗するであろうという事業に補助金もらえるように努力するのであれば、私は52世帯の聞き取り調査をまずはきっちりした上で、その上に立って政策判断をきちっとして、分譲するなら分譲する、たった10戸しかないというのならば、スマコミでは上につくると言ってるけれども、何も下に違うところにつくったっていいじゃないですか、10戸ぐらいだったらば。そういう判断を、ぜひ町長、していただきたいと思うんですけども、お約束できますかね。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） とにかくこの不足分の5億6,000万円強ですね。これについて、まずは国のほうからのもらうことの確約をとにかくとるということで、今取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、1回言ったことにこだわるのもわからないことはないですけども、実態としては合わないわけですから、もともと復興公営住宅だって4年過ぎたら売り払っていいとあって、国だってもともと出している制度でしょう、これ。4年過ぎたらば町で自由にできるという財産であれば、4年前にさかのぼってやらせてくださいというだけの話なんだから、それは実態に見合った政策をすべきだと思うんですよ。こだわってやる必要はないと思うんですよ。刻々、日々変化してるんです

から、情勢は。

あと10分しかないんで、最後の財政問題なんだけど、随時見直していくんだと、こういうお話でございますけれども、随時というのは私から言うといつだかわからないわけで、今現在、例えばさっき教育長が言いましたよね。3,000万円程度が必要だと。けども、答弁書でも、職員、教諭が3名欲しいと。介助員かな。3名欲しいと。6名ふえるという計算でしょう、簡単に言うと。6名の平均が300万、1人、社会保険料から何からいっち、若いのとるからといったって、300万ちょっとはかかりますよ、多分。そうすると、1,800万円余計に毎年かかるわけよね、これ。そうすると、そういうことも含めて、全部わかるわけじゃないですか、これが。ましてや、これから、さっき局長言ったとおり、この実態に見合った保育時間を担保しようとするれば、勤務時間は長くなるかもしれないし、余計な人員の追加も必要かもしれませんよ。これね。子どもの安全・安心のために。

そうすると、今の財政計画で、前から言ってるとおり、成り立つわけないですから、どう考えたって。そうしたらば、もう早急に、今現在でも見直して、9月決算議会前には新しい財政計画のもとで、5億6,000万円の話もつくでしょうし、過日何だか、火葬場の何とか報告書出てきたからって、つくるんだか、つくらないんだか知りませんけれども、また火葬場の委員会、庁議でやったようでございますけれども、これだって今の実態から言えば、火葬場をつくる話をしているならば、町民の皆さんの避難している方を含めて、町民皆様の喫緊の課題に取り組むべきだと私は思う。

だから、一日も早く私は見直して、将来とも、町長の任期中だけの話をしてるわけではないんだから、川俣町。将来にわたってずっと続くための財政計画というのは必要なわけですから。こんでも大丈夫だ、あんでも大丈夫だという、プラス成長の時代の話じゃないんですから、マイナス成長の時代なんですから、私は早急にここ3カ月ぐらいで見直すべきだと思うんだけど、町長はそういう考えになりませんか。どっちにしろ随時見直すっていつてるんだから。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員から、財政についてのお質しありますけれども、今、当初の議員の質問の中で言われたように、この財政を悪化させて、負の遺産を残すというようなことを、私も同じく考えておりませんので、これは財政運営はしっかりとやっていく考えであります。

その上に立ちまして、これからの町の行政、事業等のあり方ではありますが、今も子育て支援等でのご質問をいただいておりますし、またこれは町の喫緊の課題であり、将来を担う子どもたちをしっかりと育てていく考え方に基づく事業でありますから、私はこれからはいろんなハード事業もございますが、そういった子育て支援なり、あるいはまた高齢化も進んでおります。高齢化社会に対する、福祉に対する予算の割り振りなり、そういったソフト面のほうにこれからは重点を移していくような財政運営にならざるを得ないような考えでいるところでございます。

したがいまして、いろいろと重要課題の案件につきましては、それぞれ議会の中でも議論をいただきながら、これはきちっと必要なもの、そうでないもの、当分後でいいもの等を明確にしながら、進んでいきたいと。基本的には、これからはそういった子育て支援も含めたソフト面のことを、より具体的に対応・対策をとりながら、調整、運営、執行に当たっていくことが必要じゃないかと、そんな、今、思いに立っておりますので、今、議員お質しのこの財政運営の見直し、財政計画の見直しにつきましては、答弁を申し上げましたようなことで、現在考えながら真剣に真摯に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、それぞれその都度、いろいろと議会、議員のほうからもお質しがあるわけありますので、そういったこともしっかりと受けとめながら、この後年度負担にならない、そしてまた負の遺産にならない、そういった財政運営をしっかりとやっていきたいと考えております。

答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ハード中心でなくてソフト中心だというのは、それはまさにそのとおりなんですよ。だから、西部工業団地だってそうだけど、別に西部工業団地をつくるのが目的ではないわけ。西部工業団地をつくって、ここに企業誘致をして、雇用をふやして、そして人口もふやして、町民所得もふやして、

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間、あと5分です。

○2番（高橋道弘君） みんなで幸せをつくっていきましょうねというのが目的なわけじゃないですか。

だけど、町長ね、そうはいっても、これだけの川俣町のいろんな施設があるわけですよ。そういった中で、例えばさっき子どもの遊び場の話もありましたけれども、中央公園にだって遊園地もあれば、遊ぶところがあるわけ、本当はね。ところが、ことし何十年かぶりに60万だか予算をつけて、あちこち木は少し切ったようでございますが、除染の人も言っているとおり、あれは公園なのかい、密林なのかい。結局、余りにも木が多くて、危なくて、子どもを離して遊べておけないんですよ。誘拐されるかもしれないから、若い奥さんから見たら。やっぱり、何で公園ってこう見晴らしよくできてるかという、誰からも見られるけれども、だから悪いこともできない、時分もこうやってベンチに座ってても、お父さん、お母さんも、自分の子どもがどこで何やってるか見えるようなところが、公園になってるわけじゃないですか、どこでも。

だから、維持メンテナンスというのは必ず必要ですよ。鯖江の市長さんが言うとおりの、この町がいいか悪いかなんていうのは、山の上のてっぺんに登ればすぐわかると、言ったことあるよ、町長ね。屋根がわらが、トタンがさびているような町はろくな町ではないよと、金がないから屋根に金かけられないんだと。一番見える玄関先だの何だのは誰でも直すけど、誰もいつも見ない屋根の上なんていうのは、金のある人しか手入れしない。おらいの町、中央公園に上がって上から見れば、残念ながらそういう状況になってますよ、今。空き家も多いし。



難は金にならないという、政府財界の避難者切り捨て政策に対する怒りと抗議のあらわれでもあります。生活再建のめども立たないところに強制帰還をさせようと、まともな賠償金は拒否しようと、どんなに人権無視の政策を強行しようと、避難者も人格を持った人間であり、国民であります。政府、東電、原子力村というものたちは、やがて必ず歴史的糾弾を受けることになるでしょう。

一方、原発爆発事故を起こした1Fのプラント増強は、事故当時と何ら変わることなく、2号機の格納容器、いわゆるサブプレッションチェンバーからは放射能を出し続け、サブドレンだのバイパス工事だの凍土壁だの設置だのいっても、今はただただ除染水の、汚染水の水くみをしているだけのことであり、根本的な解決策は何も進んでいないことは明らかであります。

しかも、爆発事故によって強度が10分の1から20分の1ぐらいになった建屋に、高さ30メートルのところにある1号機から3号機の燃料プールにある、合わせて1,573本の燃料棒の行方を考えると、危機的状況は事故後4年を経過してもいまだ何ら変わりはありません。

このように、プラントの危機的状況が、現状等、除染をすれば何か問題が解決したかのように宣伝をする政府環境省の放射能に対する認識の間違いを指摘しながら、次の質問をするものであります。当局の的確かつ明快な答弁を求めるものであります。

1、避難区域除染の結果を町としてはどう見るのか。

一つ目として、町の除染方針である空間線量1ミリシーベルトの目標はきちんとしたその成果があらわれたのか。

二つ目として、除染検証委員会の町としての行政的な位置づけはどのような位置づけなのか。

二つ目として、強制避難者の生活再建策は具体的にあるのか。

一つ目として、雇用対策と生活再建の具体的政策はあるのか。

二つ目として、避難解除の基本的条件とは一体何なのか。

三つ目として、一昨年の区域見直しの条件は具体的にどう守るのか。

そして大きく三つ目として、避難区域以外の賠償請求はどう見るのか。

そして、その中で町としての具体的支援策はあるのか、ないのか、以上、質問いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、避難区域除染の結果をどう見るのかの（1）町の目標通りの成果なのかについてのご質問であります。山木屋地区における除染につきましては、昨年8月に住宅を中心とする生活圏において完了しており、除染実施箇所の放射線の低減率は平均で約49%、空間線量率は平均で毎時0.53マイクロシーベルトであります。

環境省では、山木屋地区での除染目標を、平成27年度内を目途におおむね年間積算線量20ミリシーベルト超の地域における住居等及び農用地については、年間積算

線量が20ミリシーベルト以下となることを目指す。また、学校等については、その再開前に校庭・園庭の空間線量率を毎時1マイクロシーベルト未満とすることを実現するとしており、これらの目標につきましては、おおむね達成されているものと考えておりますが、町では、長期的な目標としては、町内生活圏の年間追加被ばく線量、放射線量が1ミリシーベルト以下になることを目指すとしていることから、長期にわたって引き続き、線量低減への取り組みが必要と考えております。

環境省においては、局所的に放射線量の高い地点においては、追加的な除染を実施したほか、今後実施予定である事後モニタリングの結果を踏まえ、線量の上昇などがあれば、フォローアップ除染に取り組むとともに、除染に関する相談窓口を設けるとしております。

現在、農地の除染が実施されており、今後、一層の空間線量の低減がなされるものと期待しておりますが、町といたしましては、山木屋の住民の皆様が安心して帰還することができるよう、国に対しさらなる線量低減に向けた対策を求めている考えであります。

次に、(2) 除染検証委員会の行政的位置づけはについてのご質問でございますが、川俣町山木屋地区除染等に関する検証委員会につきましては、行政委員会、附属機関、補助機関などの法令上で規定されているものではなく、自治事務上に必要なものとして設けているものであります。また、構成する委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する法令または条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定めのある規定により設けられた委員及び委員会、審議会その他これに準ずるものを含むの構成員の職で臨時または非常勤のものであり、特別職の位置づけとなります。

検証委員会につきましては、環境省の事業として行われてきた山木屋地区の除染事業について、除染後の空間線量率などの情報を収集、精査し、放射線の健康への影響や除染の効果、環境回復について、有識者による科学的知見により分析、検証するために設けたものであり、その検証結果につきましては、避難指示解除に関する町の判断材料の一つとしていく考えであります。

次に2点目、強制避難者の生活再建策はあるのかの(1) 避難者の雇用対策と生活再建対策はについてのご質問でございますが、避難者の雇用対策につきましては、平成23年から緊急雇用事業を活用して、直接町が山木屋地区の方々をパトロール隊として雇用しているほか、福島就職応援センターと連携しながら、定期的に就職相談会等を開催するなど、避難されている方の雇用の確保に努めております。また、町では羽田産業団地及び西部工業団地の整備を進めており、羽田産業団地には野菜苗を生産するベルグ福島株式会社の進出が決定し、既に町内から2人が採用されているほか、あす9日には、本年11月の操業開始に向けた新たな雇用のため、企業説明会が開催されることとなっております。

加えて、平成28年3月の完成に向け造成工事に取り組んでいる西部工業団地につきましては、現時点では進出企業は決定しておりませんが、これまで製造関連など8社から団地についての問い合わせがあったことであり、今後、企業誘致を強力に進め、

雇用の創出、確保に努めてまいります。さらに、今後は、山木屋地区へ企業誘致できるよう、各方面に積極的に働きかけてまいり所存であります。

また、営農につきましては、営農組合等再生受託組合による農地保全体制を基幹として、農地保全や地力増進に取り組んでいるほか、水稻を初め小菊、そば、リンドウなどの実証作付事業を積極的に進めております。今後、県と連携しながら、農地への暗渠排水一体型施工を進めるとともに、通い農業支援や有害鳥獣被害対策を講ずるなど、山木屋地区の営農再開に向けた取り組みを推進し、生業の確保に努めてまいり所存であります。

次に、生活再建対策につきましては、安全・安心な生活環境の回復に向け実施している除染においては、宅地360カ所が既に完了しており、5月末現在におけるその他の除染進捗率は、農地が23%、宅地の隣接森林が67%、そして国道、県道及び町道が4%となっております。また、避難指示解除後の生活再建や利便性の確保、地域活性化等に向けた山木屋地区復興拠点の商業施設については、先月28日の臨時議会において、調査・設計費予算を可決いただいたところであり、今後、早期の整備に努めてまいります。

さらに、新中町に計画する復興公営住宅につきましては、平成28年度中の入居を目標に整備を進めており、また壁沢地区に計画する県営の復興公営住宅につきましては、県において建設用地の取得を終え、現在、敷地造成に係る開発協議の準備に着手したところであり所存であります。

安心な飲料水の確保を目的とした井戸の掘削につきましては、平成25年12月に実施した住民意向調査において、避難指示解除後、早期に帰還するとの意向を示され、昨年7月にお申し出いただいた71世帯を対象に、昨年度は25世帯分を実施し、今年度は46世帯分の実施を計画しております。

また、いぐねの伐採につきましては、早期帰還の意向を持たれる方を優先に、住民の皆様と相談しながら、住宅へ倒れるおそれのある樹木などの伐採を実施しており、昨年度は51世帯で669本の伐採を実施したところであり所存であります。

さらに、国道114号の改良が進められているほか、町道の復旧整備については、避難指示解除準備区域の10路線、20カ所については、平成23年度に終了し、また居住制限区域の2路線、2カ所については、国による除染の完了を踏まえ、今年度に復旧工事を実施してまいります。

山木屋出張所や公民館、山木屋小学校の修繕等は終了しているほか、集会施設の修繕費用にかかる補正予算を今定例会に提案しております。また、山木屋診療所の再開を目指し、県や関係機関と連携しながら医師の確保に努めているとともに、郵便局や駐在所などの再開に向け、関係者との協議に着手したところであり所存であります。

町といたしましては、引き続き山木屋地区復興推進委員会において、山木屋地区の復興や帰還に向けたさまざまな協議を進めるとともに、広く住民の皆様からご意見をいただきながら、復旧・復興に取り組んでまいり所存でございます。

次に、(2) 避難解除の基本的条件とは何かについてのご質問でございますが、避

避難指示の解除につきましては、平成25年8月に山木屋地区の区域見直しが決定施行され、その際に、住民の皆様にご説明申し上げましたとおり、電気、井戸水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、さらには、区域見直しに当たり、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめ、原子力災害対策本部長である安倍首相へ求めた12項目に係る進捗を見きわめながら、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて行うものと認識しております。この12項目の要望内容につきましては、除染や復旧・復興事業の進捗を踏まえた避難指示解除時期の設定、放射線追加被ばく線量年間1ミリシーベルトになるまでの除染の継続、山林、河川、ため池等の除染方針等の提示、3年以内の除染廃棄物の搬出作業の開始、牧草地の除染における覆土、播種までの実施、いぐねの伐採及び補償、復興公営住宅の早期建設及び子育て世代の入居への配慮、避難指示解除後における仮設住宅、借り上げ住宅入居への支援継続、安全な飲料水、生活用水の確保、避難指示解除後における精神的損害賠償の継続、事業再開及び営農再開に向けての支援策の充実、及び復興事業担当の政府職員の配置でございます。

これらの進捗については、本年3月の議会定例会において、菅野清一議員へご答弁申し上げましたとおり、既に対応がなされたものがある一方で、十分な対応には相当の期間を要する項目もあると考えております。その上で、昨年12月に実施した住民意向調査において、回収率は57.1%でありましたが、45.5%の方々が山木屋へ戻りたいと考えていると回答されており、私は、その方々のふるさとへ帰ろうという強い思いも十分尊重していきたいと考えており、また、当面戻らない、戻れない方のそれぞれの山木屋の皆様の思いにも寄り添い、今後の生活再建に向けた取り組みをより一層進めるためにも、避難指示解除の時期の目途を明確にすべきと考えております。

12項目の一つである放射線追加被ばく線量年間1ミリシーベルトになるまでの除染の継続につきましては、町の除染に関する目標でもあり、長期にわたりしっかりと対応していく必要がありますが、現時点でも、山木屋地区以外の町内において、年間1ミリシーベルトを下回らない中で生活を営まれていることを考えれば、年間1ミリシーベルト以下とならない場合であっても、放射線の健康への影響や除染の効果等について、有識者の科学的知見による分析、検証を十分に踏まえながら、また、住民の方の理解が得られるのであれば、避難解除することには一定の妥当性があるものと考えます。

このことから、今後、山木屋地区の皆様、町議会などとも十分に協議を行い、ご理解をいただきながら避難指示解除に向けた取り組みを進めることとなりますが、平成25年7月の区域の見直しに当たっての住民説明会で、私は避難指示解除の時期を平成27年度中に判断したいと申し上げてきましたが、今もその思いは変わっておりません。

次に、(3) 区域見直しの条件はどう守るのかのご質問でございますが、区域見直しに当たり国へ求めた12項目につきましては、山木屋地区の復旧・復興には必要な

取り組みである一方で、避難指示解除に当たっての判断の重要な指標とも考えております。また同時に、これら１２項目においては、既に対応がなされたものがある一方で、十分な対応には相当の期間を要する項目もあり、それが、ふるさとへの早期帰還を希望される方の足かせになってはならないとの思いも持っております。このため、町といたしましては、引き続き、しっかりとその進捗について注視しながら、速やかな対応を求めるとともに、将来にわたって町が示した条件を遵守するよう、今後とも国へ求めてまいる考えであります。

次に、３点目、避難区域以外の賠償要求をどう見るのかの（１）町として具体的支援策はあるのかについてのご質問でございますが、原子力損害賠償につきましては、これまで繰り返し、国や東京電力に対して、損害賠償の完全実施や被害者の視点に立った親身・迅速な賠償等を行うよう求めており、避難区域以外の賠償についても、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても真摯に対応するよう求めております。

また、昨日開催された福島県原子力損害対策協議会の全体会議においても、私は改めて、被害をこうむった全ての方に対し、しっかりと賠償を行うとともに、特に風評被害が続く中で、営業損害についても損害が続く限り最後まで賠償を継続すべきと訴えてきたところであります。

町といたしましては、今後とも、機会あるごとに、県や関係する市町村とも連携しながら、国や東京電力に対し求めていくとともに、損害賠償紛争解決センターへの手続等に関する相談の受け付けや、定期的に弁護士等による相談会・説明会を実施するなど、支援に取り組んでまいる考えであります。

以上で答弁といたします

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○６番（菅野清一君） 幾つか再質問させていただきます。

それで、住宅周りの除染の説明が、環境再生事務所の所長のほうから説明がありましたよね。１カ月か１カ月半ぐらいかな。で、あれを見ると、０．５３というのは平均値のことを言ってるんですね。ということは、町長は山木屋へ何度も行かれたことがあるからわかつと思うんですけど、３７平方キロメートルあるんですよ、山木屋地区。その平均値を言われても、これどうにもならんですよ。これはあえて平均値を出したんだと私は思うんですよ。個別を出すと問題あるから。ということは、この０．５３をはるかに超えるところもいまだにあるということですよ。

今２２カ所のある規制庁の、アメリカから買い取って日本で安く出した、あのいわゆるでたらめ計算機ね、モニタリングね。国道沿いの、地下のコンクリートがあるところで、一番低く出るところに全部設置してありますよね。あれ見ても、２７％から３３％低いんですよ。我々が東電から預かった多少低目に出るやつですよ。あれではかっても低いんですよ。ということは、あれを信用している人はほぼおりませんから。あれが今、テレビとか新聞で被災地の資料とかで出るわけですよ。まさにでたらめも甚だしいと私は思ってるんですけど、それはそれとして、そういう中で、０．

5.3ということはどういう数字かと申しますと、8,760時間掛ければ4.7か4.8になるんですよ。ということは、平均で半分以上いったらば、圧倒的に放射線管理区域のところが多いじゃないですか。放射線管理区域の線量って、幾らだかわかりますか。

議長、時間がもったいねえから、聞きます。いいですか。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） この0.53というのは平均ですからね。ということは、2.幾らも1.8もあるんですよ。これを掛ければ放射線管理区域というのは年間5.2ミリ以上のところは立入禁止なんです。法律でそうなってるんです。

一つだけ確認しますが、川俣町は法律を守る役場なんですか、守らない姿勢、どっちなんですか。守らないなら、守らないと言ってもらえればいいんだって。時間が無いんだから。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） ご質問に答弁申し上げます。

法律は遵守する自治体と認識しております。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今、役場の内閣法制局長官から法律は守ることなんで、古川町長、この町の除染もそうですが、1ミリシーベルトを目標にするということは、1ミリシーベルトね、追加被ばく線量1ミリシーベルトというのは法律で決まってることだ。町とか県とか国のみんなで努力しましょうなんていう努力目標じゃないんだ、これ。原子力基本法の第20条、原子炉等規制法、放射線同位元素の放射線障害から守る法律の第19条で決められています。これが1ミリシーベルトですね。で、ご存じのとおり、20ミリから100とかなんて言ってるのは、あれは民間団体が言ってる話です。それをあの能なし政府が国民へ押しつけようとしているんじゃないですか、これ。認められるわけないでしょうが、こんなものが。

町長は、今、総務課長が言ったとおり、法律を守るという自治体だというのであれば、この1ミリシーベルトを目標にするのは、これ、当たり前なんですよ。0.53というのは、その目標からはどのくらい遠いんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

1ミリシーベルト、0.23マイクロシーベルト毎時の倍でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 基本的にこれね、町が1ミリシーベルトを目標にしてる、これはもう当然のことなんですよ。日本国民であって、川俣町も日本国の中に川俣はあるわけですから。だから、20ミリから100ミリだと、疫学データがないからどうとかなんていうことは、まさにあれは論外なんですよ。あれは原子力推進のグループの人たちが勝手に解釈してつくって、政府に押しつけて通ってる話じゃないですか。ICRPの基準って、いつできたんですか、そうしたら。ICRPって、あれは公の団体

ですか、民間の団体ですか。

○議長（黒沢敏雄君） どなたが答弁ですか。

副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁いたします。

I C R Pでは、国際放射線防護委員会と申しまして、これは国際的な機関でございます。ただ、こちらにつきましては、各国から専門家がこの委員会に加盟をしておりますが、こちらの組織について、国立なのかそれとも民間なのかについては、承知しておりません。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だからね、ご存じない人が物を決めていくんですよ、これ。これ、国も同じ、市町村だけじゃなくて。I C R Pっていったら、1950年にできた組織ですよ。これ、民間団体ですよ。確かに今、原子力関連から莫大な予算と莫大な御用学者が投入されて、そこがあたかも自分らが主流であるかのような動きをしていますけれども、これ、原子力村が進める組織ですから。その中で、20から100とかって言ってますけど、I C R P基準の、どこでとってつか、それは爆心地から広島原爆ですよ、爆心地から2キロしか数えてないんですよ、カウントしてないんですよ。そのほかは関係ないんですよ。こんなでたらめなところで、何で20から50、その疫学データなんていって済まされるんですか。いいですか。

それがきちんと、我が国政府はもともとわかっているから、原子力基本法なり原子炉等規制法なり、放射線同位元素の法律で1ミリって書いてあるわけですよ。20というのは、放射線技師とか放射線関係の技術的な仕事につく人の線量ですよ。限界値ですよ。なぜそれがI C R Pのあのエネルギーと環境省と、わけのわからない20ミリから100ミリの間にその疫学データにその症例がないなんて、そんないいかげんなことを言って聞かせていなきやならないんですか。

だから、そういうことを言う連中はそういうことを言って、勝手にやってりゃいい話であって、だけど、町長、我が国は法治国家ですから。だから、1ミリシーベルトにこだわるなら、1ミリシーベルトにこだわって、きちんとやってもらわないと困りますよ。

だから、この、例えば、町長、この山林の除染も、これは3年ぐらい前の環境省なり復興庁との協議の中でも、山林も除染しないとだめだよと、さんざんこれ地元からも自治会からも言われてきたはずですよ。町でもその山林の除染を求めていくということでやってきたはずなんです。その経過で、いまだかつてあれですよ。4年、5年目ですよ。求めていくという話じゃないんですよ。既に終わって検証してなきやならないんですよ。これ、求めてずっときたんですけど、求めてきた結果、今、どういう状況なんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

山林での除染については、まだ研究途上でございます。求めてきた結果、まだ何も示されておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これ、今のね、答弁書の中で幾つかいいですか。このいわゆるその住宅周りを除染しても、このフォローアップ除染に取り組むとともに除染に関する相談窓口、相談窓口というのは相談だけするところなんですか。相談したから何か解決方向にいくところなんですか。お答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

相談をお受けして、フォローアップ除染につなげていくというふうに理解はしております。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） じゃあ、具体的にお尋ねします。

フォローアップ除染に取り組むとともにということになってるんですけど、相談窓口を設けて、これは具体的にいつからどのような方法で、相談した場合は、具体的にいつからどういうふうに除染につながるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） お答えいたします。

具体的にはなっておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、町長、一貫してこれ、町長の姿勢もそうなんです、除染始まってからこの国に要望していくのでお願いしてこれもやってもらうんだ、やってもらうんだと、だから大丈夫なんだ、安全なんだって、これ、国のやってるやり方と同じなんですよね。全部これ、物語なんです。でも、現実に目の前にあるのはサイエンスなんです。科学論なんです。だから、根性論とか物語論では住民の不安は拭えないんです。これはきちんとサイエンス論として、法律論としてきちんとやらないと、これ前に進めないんです。

だから、このアンケートの話も出てきますけど、帰りたいかと言ったら帰りたいと答えるの当たり前でしょう、こんなもん。過去3回、半ば誘導尋問のようなアンケートありましたけど、何でアンケートをだんだん回答率が下がっているか、わかりますか。町としてはどういう認識をしていますか。これは、アンケートやったのは、企画財政課です。総務課も一緒に入ってるんですか。過去3回やって、何でこんなにどんどんアンケートに答える人が減ってるんですか。これ、どういう分析していますか。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 特段の分析はしておりませんが、アンケートに答えることへの心の離れがあるのかなというふうに推察しております。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今回、ひどいですね、57.1%ですよ。その中で、帰りたいという人が45%いたと。これ、もうあなた方どういう認識かわからないですけど、今、350世帯が580世帯ですよ。もう家族がばらばらになってるわけですよ。一方では、戻れないと決めて家買ったり土地買ったりしている。でも、親は福島にはいたくないから戻りたいという人もいる。だから、この全部イコールじゃないんですよ。そういう分析をきちんとできていないんだと私は思うんですよ。最初のアンケートもそうでしたが、最初やったのは復興庁と一緒にやったのかな。その後はどんな住宅ほしいですかって、名前まで、電話番号まで書いてね。もうみんな仮設の人に聞くと、注文をされたんだって、この次、間取りの話で来るのかと思ったら、いきなり災害復興住宅になったと。人をだますのもいいかげんにしろということになってますよね、現実に。

だから、1番は、一番最初のアンケートにしても2回目にしても、担当課が誰一人読んでないですよ。これ、自分らでまとめているんじゃないですよ。どこからの下請会社、コンサルか何かに頼んでるんですよ。できてきたら、机の上に積んどくだけですよ。これ、町長にも聞いときたいんですけど、あの1回目から3回やったアンケート、あれ、全職員が読んでますか。

○議長（黒沢敏雄君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁申し上げます。

全職員が読んでいるかどうかについては、一人一人確認はしてありませんが、アンケートが集計終わった都度、庁議で各課長に周知をしております。各課長から課員には伝達されていると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これはね、過去の予算委員会とか決算委員会の議事録を見ればわかりますけど、担当課が誰も読んでなかったんですよ。担当課が誰も読んでなくてですよ、県から国から来てるのをただ垂れ流してるだけじゃないですか。だから、住民は怒って、出さないんですよ。せっかくアンケートに答えても、行政に反映されてないんですよ。そういう認識ないでしょう、あなた方には。

だから、庁議で配ったっていったって、そのときみんな読み合わせしてるのかい。本当は一日二日かかったって、やるべきなんですよ、行政責任として。それもやらんで、いいかげんなことを言っちゃいかんですよ、本当に。

だから、これ、検証委員会にしてもこれ、同じなんですよ。だって、検証委員会、農地除染もまだ終わらないうち、何で検証委員会で先に出て、5、6回で結論出すという話になるんですか。それはあなた方が勝手にやるのはそれは構わないですけど、それが解除が見込めたとかなんかというのは、放射線量が下がったからどうのこのじゃないんですよ。原状回復にどれだけできるかですよ。雇用も含めて。その認識が全くないのが今の現状だと私は思います。時間ないから、あとそれ以上しませんが。だから、基本的には、一つだけ確認しておきたいんですけど、町の長期目標じ

やなくて、当面の目標にならざるを得ないと思うんですよ。これは、追加被ばく線量の空間線量1ミリシーベルトを目指すというのはね。現実には。

で、町長、ご存じかどうかわからないけど、役場の中にどこかにあると思うんだけど、2011年の8月28日に発表された文科省のデータがありますね、川俣町内38カ所の土壤汚染マップ。あれが一番正確だと言われています、各業界の中で。あれはまだ国がいろいろ介入できなかったところに出した数値なんだよね。あれ見ると、前の原子力災害対策課長も今、総務課長ですけど、よく頭に入ってると思うんですよ。あれ見ると、1平方メートル当たり165万ベクレルですね。低いところでも44万4,000ベクレルですよ。その認識で考えれば、0.53で下がったなんていう、何をのんきなこと言ってるのかなと私は思うんですけどね。

なぜなら、これはまして、低線量被ばくの場合は、5年、10年で結論出るものじゃないんですよ。ましてホールボディーカウンターとか、外部被ばくなんか、今ごろはかたって出ませんから。だから、県はわざと3カ月、6カ月と、延ばしたじゃないですか。すぐに入れられないからと。これ、意図的に延ばしたんでしょう。明らかにそうですよ。まして4カ月、5カ月過ぎたら、子どもなんか絶対出ませんから、ホールボディーカウンターなんかやったって。まして、子どもへの、あのときまだ確立されてなかったんだから。こうやって、とにかく、なかったこと、なかったことで、でたらめにされてきているのが今までの現実ですよ、ここ4年間の歴史を見ると。

したがって、この追加被ばく線量のいわゆる1ミリシーベルトを満たすというのは、これは町の方針として今も揺るぎない状況で変わらないんですよ。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1ミリを目指すということは、今も変わりません。今、議員お質しのいろいろございますけれども、山林の除染につきましても、まだ明確な方針が出ないということではありますが、ため池等については具体的に方針が出され、ことし川俣町もため池の除染に入ることになっております。一つ一つ前に進んでいることは確実なんでありまして、なかなかそこまで到達するのに時間がかかるというのが私も現実で、どうも納得いかない面もありますけれども、しかし、研究をしていることは間違いなく、その結果がため池にもつながっているものと思っております。

また、山林については、住宅周り等についての隣部20メートルについては、これは徹底してやることで、今、山木屋以外の地区についても、既にそのフォローアップ除染に入っているわけではありますが、そういったことを通しながら、私は1ミリシーベルトを長期的に目指していくということについての方針は、今も変わっておりません。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 長期的ってね、町長、40年も50年も長期的にされたのではかなわんのですね。とりあえず、法律を守るという、たしか法制局、言ったよね、役場の。法律を守れば、当面のやつ、今、1ミリシーベルト目指さなきゃならないんですよ。それがとりあえず国家責任として、原子力行政をつかさどってきた国家責任としてこ

れやらせるのは当たり前の話なんですよ。

一方で帰りたい人がいると、それも事実です。でも、帰っても何もできない人もいるわけですよ。そうすると、この今の手法なんですけど、じゃあ、施設園芸とか、比較的線量に影響されない部分はできたとしても、まともでさえ、今、野菜なんかも含めて、今、県内は20%か25%ぐらい安い値段で取引されている現状があるわけですよ。だから、そういう意味では、この今、仕事を失った人たちね。パトロール隊で解決するとは思えないんですよ。じゃあ、パトロール隊で、今までたばこ3町歩つくってその給料出すんですか。酪農で1,800万売り上げた人の、パトロール隊で出してくれるなら、あなたは酪農やってたから年間3,000万円払いますよと。あなたはトマトやって2,500万売り上げたから2,500万円出すというのなら、話は別ですよ。これ、一時つなぎ的な話でしょう。失業対策事業でしょう、ある意味では。しかも、今は下がったとはいえ、高濃度線量のところにみずからの体を投げ打って行ってるわけですから。たとえ4時間であれ、5時間であれ。本来は一般職員がやらなきゃならないことですよ。何でそれが日雇いでやんなきゃならないんですか。その辺の認識が根本的に、私は、ずれてると思うんですよ。

だから、たしかおとしの6月の26だか27だか、議会では協議して決めた12項目の中だって、帰る人も帰れない人もどっちもきちんと支援しますということで確認したはずですよ。それは具体的に言えば井戸掘りであったり、いぐね切りだってあるわけですよね。それは国がやらなければ町がやると。そうすると、この結果をみれば、今、すぐ帰るという人に出会えると。話が全然違うじゃないですか。

あとの59項目はほとんど公共事業のオンパレードでしょう。全部ゼネコンとは言いませんけど。だから、もう少し真面目に仕事をやる気になれませんか。避難してないんだから、避難した人の立場になれっていったってこれはなれないって言えば、それはそれなんでしょうけれども、雇用対策というのはそういうパトロール隊をやることじゃないんですよ。もっときちんと、仕事のあっせんも含めて、もっとちゃんとやる気ありませんか、町長。パトロール隊はどんどん、今、やめていくでしょう、みんな。仕事見つけたらやめていくんじゃないんですよ、あれ。あれ、ちゃんと予算とってやってるなんて顔してるけどさ、幾ら払ってると思ってるんですか。あの人たち、2,000万円、3,000万円の年収、与えてるんですか。家に帰れば、それだけの設備を持ってるんですよ、みんな。第一、それで何で6年だかわかってますか、中身、この6年というのは。雇用対策は具体的にどうしますか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今お話しございますけれども、まずは一つは雇用対策でございますけれども、これについては、今、通い、通勤操業もやってる会社もございますし、また除染が終わり、安全性の確認をしたところについては、通勤農業も今進めております。そういった除染の効果を見ながら、今、農業再開に向けた事業が着実に今、私は動き出しているものと思っております。

それで、今、いろいろと今後に向かっても、放射線に強いそば等もことしから初めて実証栽培をやるのでありますが、そういった山木屋農家の皆さん方のやろうとしている意欲にしっかりと応えて、私は農業再開に向けて取り組んでいくことが、また山木屋の復旧に向かった大きな柱の一つだとも思っております。

また、農業以外の雇用につきましても、スマコミの全体会議といいますか、住民懇談会のときも言われましたけれども、働く場所の確保が必要だと、その中では、そこを今回想定している商業施設等でも働けますかというような若い人からの発言がございましたが、そのとおり、そこでも雇用は確保しますけれども、しかし私は、先ほど答弁申し上げましたが、山木屋にも新たな企業の誘致も含めて、農業だけじゃなくて、やっぱり取り組むべきだと思って、今、そのことについては国のほうにも要望しているところでございます。

また、パトロールだけが雇用の場かということではありますが、そうではないと私も思っております。ですから、相談窓口には来られる方もおられますし、パトロール、本当に緊急事態でありました。そのときには、山木屋の皆さん方がとにかく働く場所ということでは、私は喫緊の課題であったことについて、対応するためという思いで、本気になって取り組んだ思いがございました。

そんなことで、しかしそれが4年半も避難があつておりますから、いつまでもパトロールだけでは食っていけないんじゃないかと、そういうような思いに立っている人もおりますので、私はそういった皆さん方については個別相談の窓口でも対応していくことで窓口を設けておりますが、相対的には新たな雇用の場の確保も山木屋においてもやっぱり確保していく必要があると、そんな思いで申し上げましたようなことでの企業誘致にも取り組んで考えていくことで今取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。決してパトロールだけで投げっ放しで雇用を満足しているんだという思いは立っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、認識が、私、ないと思うんだよね。川内村に行って聞きましたか、話。企業誘致しました、一番若い人、46歳ですよ。あと50代ですよ。雇用して間もなく定年ですよ。

だから、もう少しこう、山木屋につくるんだ、山木屋につくるんだという話だけど、山木屋にこだわる話では私はないと思うんだけど、いずれは帰るにしても。だから、何ていうの、この根本的に私はずれてるんだなと思って見てるんですよ。

現実にはこの前も行ってきましたけど、何カ所か、富士電機のあのでたらめ、計測器。高いの、2.8ありましたよ。私のやつではかったら。東電からよこされた、多少低目に出るやつですよ。うんととは言わないです。それでも2.3とか2.8ありました。だから、現実には、もっと現実をちゃんと見てくださいよ。

今、どういう不安があるのかというと、6年後、7年後の賠償打ち切りの話も出てますけど、じゃあそこでほったらかされて、戻るにしろ、戻られないにしろ、賠償金が打ち切られるということは、それ以上、あとどうやって暮らすんだということにな

るじゃないですか。

今、先ほども同僚議員からの質問があったけど、今、住居確保損害だけです、ある程度まともに賠償されているのは。これはおとしの12月26日の第4次追補で、どんな古い家でも75%見なさいと。そのほかの分については、まだ固定資産税の1.43倍ですよ。それで、どうやってこの生活再建できると思いますか。考えたこともないでしょう、町長。

で、6年で打ち切られると思ったら、7年分出るんだからいいでしょうみたいな話になるけど、あの6年というのは何で6年だかご存じですか。わからないで行政やってるんですか、総務課長。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員が、どうやってこれから暮らすのかというようなことで、まともなのは住居確保損害ぐらいだというふうな話が出されましたけれども、まずこの住居確保損害についても、私はこれは避難され、その後の皆さんといろいろ懇談会やってきましたけれども、あの住宅の確保損害についても、当時は今の住んでおられた家の基準だということでやったんですね。当時つくった、昭和年代であれ、何であれ。ところがそれではだめだということで、我々も口を大きくして国と闘って要望活動をしてきました。その結果、今回は再建築の中での最高75まで見るというようなことが出されたわけですから、私はこれは要望を強めてきた成果だとも思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

またもう1点であります、どうやって暮らすのかということでございますけれども、これについては、精神的賠償損害が6分の6、6分の7ですか、2年となってきた、私は前よりもこれも進んだものと思っております。それを明確に出したということは。ただ私は、その中で財物弁済についてはそれより踏み込んで言えないので、私はそれもしっかりと精神的賠償損害と同じく扱ってくれということを、今、国のほうにも要望しているところでございますが、それについての明確な回答はまだ出されていない現状でありますけれども、私はそういったことも強く今求めているところでございまして、それらも含めながら、これからの生活再建に向けたものは、先ほど申し上げました農業再開なり事業の再開なり、そしてまた今もそれぞれ避難先で仕事をされて、またそこに勤められている方もおりますし、そういったことも含めながら、戻れる人、また戻らない人の、皆さんがそれぞれの立場に立った、思いに立って、私もしっかりと対応していかなくちゃならないと思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間、あと5分です。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） わからないから、わからないで行政やってるということが明らかになったと思うんですよ、これでね。6年というのは、交通事故の赤い本からきてるわけですね。赤い本って、色が赤いから赤い本と言ってるだけの話ですけど。何で交通事故の算定基準が原発事故とこれ、整合性があるんですか。現実ではそういうこ

となんですよ。6年たてば、もっとなる。原発事故、6年たって、どうにもならんじゃないですか。プラントの状況はあの状態だし。今やってるのは水くみだけです。そのくんだ水がこぼれて大騒ぎになってるわけでしょう、今、現実。

そうしたら、じゃあ今、何をしなきゃならないかといったら、とにかくこの避難者に対するその生活再建なり、この人権、物すごい人権を起こされてますよ、今、福島人権宣言があったとおり。本当に、被害者に寄り添うというのはそういうことです。ましてや、避難してなくたって、同じく被害を受けてるわけですよ。小綱木にしたって、飯坂だって。

そこでお尋ねしますが、この小綱木地区が94%、ADRを出したと。これは画期的なことですよ。これは当然、行政としては、住民生活の支援に、当然法律制度上、守らなきゃいけないですね。地方自治法の第1条にそうちゃんと書いてあるわけですから。具体的に何を支援しますか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

小綱木地区でADRに出しているという話も伺っております。それは、我々にできる範囲はそういったことについては、必要な資料については全て対応することで支援をするというようなことで、前の議会でも答弁申し上げたと思いますが、そのようなことで対応してまいることで、今当たっております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） とりあえず、これ、今言ったのは資料の提供だけじゃ町長だめなんです。毎回、弁護士を呼んでやってるじゃないですか、あんまり人は集まってないようだけど。いいですか、これね。きょうは国が県が言わなかったから、多少前進したのかなと思うんですけど。これ、広報紙、これ、町長ですよ。これ、指1本上げてるの、これね。進化するまちづくり。進化とは、まずどのような意味なのかね。あともう一方で、地方創生でなくて地域創生。別に、私は異論はありませんよ。その中で、町では主体性を込めて地域再生に取り組み、主体性というのは、意味わかりますよね、町長。教育委員会の見解を求めるまでもなく。だから、ここまで言い切ってるんだから、そんなね、資料を出すとかそんなじゃなくて、もっと全面的にバックアップして、原発の被害から町民を守るという姿勢に立ちませんか、町長。最後に決意をもう1回お願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

とにかく、川俣町においては避難区域を抱え、避難させられた皆さん方を見守って、ふるさとを離れて生活されているわけでありますから、これも4年を過ぎてしまっただと。こんなに長くなっております。その中であっては、早くふるさとへ戻れる道筋というものは、やっぱり明確に示していくことが、戻る人、戻らない人、当分考えている人についても、その一つの目標ができてくるんじゃないかと思えます。

今、議員お質しの今の内容については、立場から考えればそのとおりだと思いますし、我々も、私も避難はしておりませんが、この町の町長としては、町民をしっかり守って、そして生活再建へ向けていくという決意についての思いは同じでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あと12、3秒あるから言いますけど、町長ね、今言ってるのは、小綱木のことを言ったんですよ、町長。横向いてねえで、ちゃんと聞いてね。やっぱりね、小綱木だけじゃないと思うんですよ。それはやっぱり、あらゆる条件をくっしながら、やっぱり住民の支援をしていくべきだと私は思います。せっかく住民支援係もあるんですから。そのことを申し上げて、質問を終わります。

◇

◇

◇

#### ◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日9日火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。（午後3時15分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 野 善 兵 衛

同 署名議員 石 河 清